関原発第498号 2020年 月30日

原子力規制委員会 殿

大阪市北区中之島 3 丁目 6 番 関 西 電 力 株 式 会 取 締 役 社 長 岩根

工事計画認可申請書の一部補正について

2019年12月20日付け関原発第436号をもって申請しました工事計画 認可申請書について、別紙のとおり一部補正します。

本資料のうち、枠囲みの内容は、 商業機密あるいは防護上の観点 から公開できません。

高浜発電所第3号機

工事計画認可申請書の一部補正

関西電力株式会社

目 次

- I. 補正項目
- Ⅱ. 補正を必要とする理由を記載した書類
- Ⅲ. 補正前後比較表
- IV. 補正内容を反映した書類

I. 補正項目

補正項目

補正項目及び補正箇所は下表のとおり。

補正項目	補正箇所	
Ⅱ. 工事計画	「Ⅲ. 補正前後比較表」	による。
放射線管理施設		
4 放射線管理施設の基本設計方針、適用基準及び適		use.
用規格		
その他発電用原子炉の附属施設		
9 緊急時対策所		
1 緊急時対策所機能		
2 緊急時対策所の基本設計方針、適用基準及び適		
用規格		
V. 添付書類	「Ⅲ. 補正前後比較表」	による。
1. 添付資料		
添付書類	「Ⅲ. 補正前後比較表」	アトス
添付資料	一皿, 佣业削饭比较农」	(C 4 0)
· 添付資料目次		
· 資料 1		
発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書		
·資料 2		
設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書		
• 資料 3		
中央制御室の機能に関する説明書		
• 資料 5		
緊急時対策所の機能に関する説明書		

Ⅱ. 補正を必要とする理由を記載した書類

補正を必要とする理由

2019年12月20日付け関原発第436号にて申請した工事計画認可申請書について、「II. 工事計画」、「V. 添付書類」、「添付資料目次」、「資料1 発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書」、「資料2 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書」、「資料3 中央制御室の機能に関する説明書」及び「資料5 緊急時対策所の機能に関する説明書」の記載の適正化を行うため補正する。

Ⅲ. 補正前後比較表

.

٠

9

【Ⅱ 丁事計画 放射線管理施設 4 放射線管理施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変 更 後	備考
第2章 個別項目 放射線管理施設に適用する個別項目の基準及び規格は以下のとお り。 ・実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解 釈 (平成 29 年 6 月 19 日原規技発第 1306194 号) ・実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解 釈 (平成 29 年 4 月 5 日原規技発第 1704051 号) ・実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解 釈 (平成 29 年 11 月 29 日原規技発第 1711293 号) ・変電用原子力設備に関する技術基準を定める省令の解釈 (平成 17 年 12 月 15 日原院第 5 号) 鉱山保安法施行規則 (平成 16 年 9 月 27 日経済産業省令第 96 号) 鉱山保安法施行規則 (平成 16 年 9 月 27 日経済産業省令第 96 号) ・発電用能水型原子炉施設周辺の線量目標値に対する評価指針 (昭 和 51 年 9 月 28 日原子力委員会決定)	変更後 放射線管理施設に適用する個別項目の基準及び規格は以下のとお り。 ・実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解 釈 (平成 25 年 6 月 19 日原規技発第 1306194 号) ・実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解 釈 (平成 29 年 4 月 5 日原規技発第 1701051 号) ・実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解 釈 (平成 29 年 1月 29 日原規技発第 1711293 号) ・発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令の解釈 (平成 17 年 12 月 15 日原院第 5 号) 鉱山保安选施行規則 (平成 16 年 9 月 27 日経済産業省今第 96 号) 鉱山保安选施行規則 (平成 16 年 9 月 27 日経済産業省今第 96 号) 鉱山保安选施行規則 (平成 16 年 9 月 27 日経済産業省今第 96 号)	記載の適正化
第2章 個別項目 変更前 数対線管理施設に適用する個別項目の基準及び規格は以下のとお か対線管理施設に適用する個別項目の基準及び規格は以下のとお か、美用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解 羽 (平成29年11月29日原規技発第1711293号) ・ 発電用原子が及びその附属施設の技術基準に関する規則の解 ・ 3 ・ 3 ・ 4 ・ 4 ・ 2 ・ 4 ・ 5 ・ 4 ・ 5 ・ 4 ・ 5 ・ 5 ・ 6 ・ 19 ・ 5 ・ 6 ・ 6 ・ 7 ・ 7 ・ 7 ・ 8 ・ 6 ・ 6 ・ 7 ・ 7 ・ 8 ・ 7 ・ 8 ・ 8 ・ 6 ・ 7 ・ 8 ・ 8 ・ 8 ・ 8 ・ 9 ・ 6 ・ 6 ・ 7 ・ 7 ・ 8 ・ 7 ・ 8 ・ 8 ・ 8 ・ 8 ・ 8 ・ 8 ・ 9 ・ 9 ・ 8 ・ 8 ・ 8 ・ 8 ・ 9 ・ 9 ・ 8 ・ 8 ・ 8 ・ 8 ・ 9 ・ 8 ・ 8 ・ 8 ・ 8 ・ 8 ・ 8 ・ 9 ・ 8 ・ 8 ・ 8 ・ 8 ・ 8 ・ 8 ・ 8 ・ 8	(2) 適用基準及び適用規格 変更前 旅好総管理施設に適用する個別項目の基準及び規格は以下のとお り。 ・実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解 ・実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
- T3-Ⅱ-6-4-適1 -	- T3-Ⅱ-6-4-適1 -	記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下が

変更前	変更後	備考
		記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)
変更後 27 日原子力安全委員会了承) ・被曝計算に用いる放射線エネルギーについて(昭和 46 年7月 6 日原子炉安全専門審査会) ・発電用艦水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針(昭和 56 年 7 月 23 日原子力安全委員会決定) ・発電用艦水型原子炉施設の安全審査における一般公衆の線量評価 について(平成元年 3 月 27 日原子力安全委員会決定) ・発電用艦水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針(平成 2 年 8 月 30 日原子力安全委員会決定) ・発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針(昭和 57 年 1 月 28 日原子力安全委員会決定) ・廃子力発電所中央制御室の居住性に係る被ばく評価手法について (内規)(平成 21・07・27 原院第 1 号平成 21 年 8 月 12 日原子力 安全・保安院制定) ・原子力発電所中央制御室運転員の事故時被ばくに関する規程 ・原子力発電所中央制御室運転員の事故時被ばくに関する規程 (JEAC4622—2009) 平成 21 年 6 月 23 日制定	変更後 基づく線量限度等を定める告示 (平成27年8月31日 原子力規 制委員会告示第八号) ・被ばく計算に用いる放射線エネルギー等について (平成元年3月 27 日原子力安全委員会了承) ・発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審 査指針 (昭和56年7月23日原子力安全委員会決定) ・発電用軽水型原子炉施設の安全審査における一般公衆の線量評価 について (平成元年3月27日原子力安全委員会決定) ・発電用軽水型原子炉施設の安全審査における一般公衆の線量評価 について (平成元年3月27日原子力安全委員会決定) ・発電用軽水型原子炉施設の安全審査における一般公衆の線量評価 について (平成元年3月27日原子力安全委員会決定) ・発電用原子力安全委員会決定) ・発電用原子力安全委員会決定) ・発電用原子力安全委員会決定) ・発電用原子力安全委員会決定) ・発電用原子力安全委員会決定) ・発電用原子力安全委員会決定) ・発電用原子力安全委員会決定)	記載の適正化
変更前 27 日原子力安全委員会了承) ・被曝計算に用いる放射線エネルギーについて(昭和46年7月6日原子が安全専門審査会) ・発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針(昭和56年7月23日原子力安全委員会決定) ・発電用軽水型原子炉施設の安全審査における一般公衆の線量評価について(平成元年3月27日原子力安全委員会決定) ・発電用係水型原子炉施設の安全評価に関する策を指針(昭和57年1月28日原子力安全委員会決定) ・発電用係子が施設の安全解析に関する気象指針(昭和57年1月28日原子力発電所中央制御室の居住性に係る被ば、評価手法について(内規)(平成21・07・27原院第1号平成21年8月12日原子力安全・保安院制定) 原子力発電所中央制御室運転員の事故時被ばくに関する規程 (JEAC4622—2009)平成21年6月23日制定	変更前 ・被ばく計算に用いる放射線エネルギー等について(平成元年3月 27 日原子力安全委員会了承) ・被曝計算に用いる放射線エネルギー等について(昭和46年7月6 日原子方安全専門審査会) ・発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針(昭和56年7月23日原子力安全委員会決定) ・発電用軽水型原子炉施設の安全審査における一般公衆の線量評価について(平成元年3月27日原子力安全委員会決定) ・発電用原子炉施設の安全評価に関する気象指針(昭和57年1月28月原子力安全委員会決定) ・発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針(昭和57年1月28月原子力発金委員会決定) ・発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針(昭和57年1月28月原子力発電所中央制御室の居住性に係る被ばく評価手法について(内規)(平成21・07・27原院第1号平成21年8月12日原子力安全・保安院制定)	
- T3-II-6-4-適2 -	- T3-Ⅱ-6-4-適2 -	記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下が

【Ⅱ. 工事計画 放射線管理施設 4 放射線管理施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変 更 前	変更後	備考
		記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)
・原子力発電所放射線速へい設計規程(JEAG4615-2008) ・原子力発電所放射線速へい設計指針(JEAG4615-2003) 時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド」を参照する。	変更後 ・原子力発電所中央制御室運転員の事故時被ばくに関する規程 (JEAC4622—2009)平成 21 年 6 月 23 日制定 ・原子力発電所放射線遮へい設計指程(JEAC4615-2008) ・原子力発電所放射線遮へい設計指針(JEAC4615-2003) 寿対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド」を参照する。	
変更前 ・原子力発電所放射線遮へい設計規程(JEAC4615-2008) ・原子力発電所放射線遮へい設計指針(JEAC4615-2003) 上記の他「実用発電用原子炉に係る重大事故時の削御室及び緊急時	変更前・原子力発電所中央制御室運転員の事故時被ばくに関する規程(JEAC4622—2009) 平成 21 年 6 月 23 日制定・原子力発電所放射線遮へい設計指針(JEAC4615-2008)・原子力発電所放射線遮へい設計指針(JEAC4615-2003)上記の他「実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時上記の他「実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時	
- T3-II-6-4-適3/E -	- T3-Ⅱ-6-4適3/E -	

【Ⅱ. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 9 緊急時対策所 1 緊急時対策所機能】

変更前	変更後	備考
その他発電用原子炉の附属施設	その他発電用原子炉の附属施設	
9 緊急時対策所	9 緊急時対策所1 緊急時対策所機能	
1 緊急時対策所機能	1	
以下の設備は、1号機設備であり、1号機、2号機、3号機及び4号機共用の設備で	以下の設備は、1号機設備であり、1号機、2号機、3号機及び4号機共用の設備で	
ある。	ある。	
緊急時対策所(緊急時対策所建屋内)(1号機設備、1・2・3・4号機共用)	緊急時対策所(緊急時対策所建屋内)(1号機設備、1・2・3・4号機共用)(注1)	記載の適正化
	(注1) 同日付け関原発第495号(高浜発電所第1号機の工事計画変更)にて申請した	gu #X, v 기년 #도기나
	ものである。	
	,	
	x a	
- Т3-II-8-9-1-1/Е -	- T3-II-8-9-1-1/E -	

変更前			変更後		備	考
の技術基準に関する規則」の適用条文に関係する範囲に限る。 ま、平成31年4月26日付け原規規発第19042617号にて認可された工事計画 変更後と	第2章 個別項目 1. 緊急時対策所 1. 緊急時対策所 (1) 1 緊急時対策所の設置等 (1) 1 次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常(以 下「1 次冷却材喪失事故等」という。)が発生した場合に適切な 指置をとるため、緊急時対策所機能を備えた緊急時対策所(緊急 時対策所建屋内)(1号機設備、1・2・3・4号機共用(以下	O技術基準に関する規則」の適用条文に関係する範囲に限る。 (更は、同日付け関原発第495号(高浜発電所第1号機の工事計画変更) 、平成31年4月26日付け原規規発第19042617号にて認可された工事計画 変更後	変更なし	第2章 個別項目 1. 緊急時対策所 1. 1 緊急時対策所の設置等 (1) 1 次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常(以 下「1 次冷却が緩失事故等」という。)が発生した場合に適切な	記載の適正化	
2 緊急時対策所の基本設計方針、適用基準及び適用規格 (1) 基本設計方針 本工事における「実用発電用原子炉及びその附属施設の なお、第1章並びに第2章における1.2項については たよる。 変更前 の第2条(定義)による。 変更前 表れ以外の用語については以下に義する。 それ以外の用語については以下に義する。 いう。) 2. 設計基準対象施設のうち、安全機能を有するものを安全施設とける。(以下「安全施設しという。) 3. 安全施設のうち、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するする。(以下「安全施設しという。) 3. 安全施設のうち、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するものを変強施設とする。(以下「安全施設とする。(以下「金金施設とする。(以下「金金施設とする。(以下「金金施設とする。(以下「重要を全施設とを分とをを表する。(以下「金金を表すするとのを重要安全施設とする。(以下「重要な全施設」という。)	第2章 個別項目 1. 緊急時対策所 1. 工 緊急時対策所の設置等 (1) 1 次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常(以下「1) 7 次冷却和複失事故等」という。)が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所機能を備えた緊急時対策所(緊急時対策所建屋内)(1号機設備、1・2・3・4号機共用(以下	2 緊急時対策所の基本設計方針、適用基準及び適用規格 (1) 基本設計方針 本工事における「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」 1号機設備、1・2・3・4号機共用の設備に関する変更は、同日付け関原発第 にて申請したものである。 なお、第1章並びに第2章における1.2項については、平成31年4月26日付け原 による。	用語の定義は「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」の第2条(定義)による。 それ以外の用語については以下に定義する。 1. 設置許可基準規則第12条第2項に規定される「安全機能を有すするもの」(解釈を含む。)を重要施設とする。(以下「重要施設」という。) 2. 設計基準対象施設のうち、安全機能を有するものを安全施設とする。(以下「安全施設」という。) 3. 安全施設のうち、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するもの。 5. 設計基準対象施設りという。) 3. 安全施設のうち、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するものを安全施設とする。(以下「安全施設とする。(以下「安全施設と方。)	第2章 個別項目 1. 緊急時対策所の設置等 1. 1 緊急時対策所の設置等 (1)1次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常(以 下「1次冷却材喪失事故等」という。)が発生した場合に適切な		
					記載の適正化 (次頁への記載内容	

変更前	変更後	備考
		記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり
変更後 同じ。))を1号機及び2号機並びに3号機及び4号機中央制御 室以外の場所に設置する。 (2) 緊急時対策所(緊急時対策所建屋内)は、重大事故等が発生 した場合においても当該事故等に対処するための適切な措置が 講じられるよう、緊急時対策所機能に係る設備を含め、以下の 措置を講じる。 a. 基準地震動に対する地震力に対し、機能が損なわれるおそれが ないようにするとともに、標高 25m に設置し、基準律彼の影響を 受けない設計とする。 を有する設計とする。 ないようにするとともに、標高 25m に設置し、基準律彼の影響を 受けない設計とする。 ともに、場機及び2号機並びに3号機及び4号機 及び2号機並びに3号機及び4号機中央制御室に対して独立性 を有する設計とするとともに1号機及び2号機並びに3号機及び 4号機中央制御室とは離れた位置に設置又は保管する設計とする。 5、希ガス等の放射性物質の放出時に緊急時対策所(緊急時対策 所建屋内)の外側で操作及び作業を行わないことを考慮しても1 台で緊急時対策所(緊急時対策所建屋内)に、代替交流電源からの 糸電を有する電源車(緊急時対策所建屋内)に、低着電するために必要 な容量を有する電源車(緊急時対策所建屋内)に統電するために必要 な容量を有する電源車(緊急時対策所建屋内)に、以下の措置又は設備 を備えることにより緊急時対策所建屋内)は、以下の指置又は設備 を備えることにより緊急時対策所機能を確保する。	変更後 指置をとるため、緊急時対策所機能を備えた緊急時対策所(緊急 時対策所建屋内)(1号機設備、1・2・3・4号機共用(以下 同じ。))を1号機及び2号機並びに3号機及び4号機中共制御 室以外の場所に設置する。 (2)緊急時対策所 (緊急時対策所機能に係る設備を含め、以下の 措置を詳した場合においても当該事故等に対処するための適切な措置が 請じられるよう、緊急時対策所機能に係る設備を含め、以下の 措置を講じる。 2.基準地震動に対する地震力に対し、機能が損なわれるおそれが ないようにするとともに、標高 25m に設置し、基準津波の影響を 受けない設計とする。 ともに、標高 25m に設置し、基準津波の影響を 受けない設計とする。 6.機能に係る設備に、1号機及び2号機並びに3号機及び4号機 中央制御室との共通要因により同時に機能喪失しないよう、1号 機及び2号機並びに3号機及び4号機中央制御室に対して独立性 を有する設計とするととに1号機及び2号機並びに3号機及び4号機 のが10年間に設置とは保管する設計とす。 5、希ガス等の放射性物質の放出時に緊急時対策所(緊急時対策所 所建屋内)の外側で操作及び作業を行わないことを考慮しても1 台で緊急時対策所(緊急時対策所建屋内)に給電するために必要 な容量を有する電源車(緊急時対策所建屋内)に給電するために必要 な容量を有する電源車(緊急時対策所建屋内)に給電するために必要 な容量を有する電源車(緊急時対策所建屋内)に給電するために必要 な容量を有する電源車(緊急時対策所用)を子備も含めて設ける ことで、多重性を確保する。	
変更前 同じ。))を1号機及び2号機並びに3号機及び4号機中央制御 室以外の場所に設置する。 (2) 緊急時対策所(緊急時対策所機能に係る設備を含め、以下の 措置を講じる。 a. 基準地震動に対する地震力に対し、機能が損なわれるおそれが ないようにするとともに、標高 25m に設置し、基準律波の影響を 受けない設計とする。 b. 機能に係る設備は、1号機及び2号機並びに3号機及び4号機 及び2号機並びに3号機及び4号機中央制御室に対して独立性 を有する設計とするとともに1号機及び2号機並びに3号機及び4号機 及び2号機並びに3号機及び4号機中央制御室に対して独立性 を有する設計とするとともに1号機及び2号機並びに3号機及び 4号機中央制御室とは離れた位置に設置又は保管する設計とす る。 c. 緊急時対策所(緊急時対策所建屋内)は、代替交流電源からの 部電を可能な設計とし、代替電源設備からの給電を可能とするよ う、希ガス等の放射性物質の放出時に緊急時対策所(緊急時対策所 所建屋内)の外側で操作及び作業を行わないことを考慮しても1 台で緊急時対策所(緊急時対策所建屋内)に、20下の指置又は設備 方とで、多重性を確保する。 (3) 緊急時対策所建屋内)は、以下の指置又は設備 を備えることにより緊急時対策所建屋内)は、以下の指置又は設備 を備えることにより緊急時対策所建屋内)は、以下の指置又は設備 を備えることにより緊急時対策所建屋内)は、以下の指置又は設備 を備えることにより緊急時対策所建屋内)に、以下の指置又は設備	変更前 指置をとるため、緊急時対策所機能を備えた緊急時対策所 (緊急 時対策所建屋内)(1号機設備、1・2・3・4号機共用(以下 同じ。))を1号機及び2号機並びに3号機及び4号機中央制御 室以外の場所に設置する。 (2)緊急時対策所 (緊急時対策所離屋内)は、重大事故等が発生 した場合においても当該事故等に対処するための適切な措置が 請じられるよう、緊急時対策所機能に係る設備を含め、以下の 措置を講じる。 a. 基準地震動に対する地震力に対し、機能が損なわれるおそれが ないようにするとともに、標高 25m に設置し、基準律波の影響を 受けない設計とする。 b. 機能に係る設備は、1号機及び2号機並びに3号機及び4号機 中央制御室との共通要因により同時に機能喪失しないよう、1号 機及び2号機並びに3号機及び4号機中央制御室に対して独立性 を有する設計とするとともに1号機及び2号機並びに3号機及び 4号機中央制御室とは確れた位置に設置又は保管する設計とす る。 c. 緊急時対策所(緊急時対策所建屋内)は、代替交流電源からの 給電を可能な設計とし、代替電源設備からの総電を可能とするよ う、希ガス等の放射性物質の放出時に緊急時対策所(緊急時対策所(緊急時対策所(緊急時対策所建屋内)に治電するために必要 な容量を有する電源車(緊急時対策所建屋内)に治電するために必要 な容量を有する電源車(緊急時対策所用)を予備も含めて設ける ことで、多重性を確保する。	
- T3-II-8-9-2-2 -	– т3-II-8-9-2-2 −	記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下

【Ⅲ 丁事計画 その他発電用原子炉の附属施設 9 緊急時対策所 2 緊急時対策所の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考
		記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)
3. 居住性の確保 緊急時対策所(緊急時対策所建屋内)は、1 次冷却材度失事並等が 発生した場合において、当該事故等に対処するために必要な指示を行 うための要員等を収容することができるとともに、それら関係要員が 必要な期間にわたり滞在できる設計とする。また、直大事故等が発生 した場合においても、当該事故等に対処するために必要な指示を行う 要員に加え、原子炉格納容器の被損等による発電所外への放射性物質 の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な指示を行う 要員に加え、原子が格が容器の被損等による発電所外への放射性物質 の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な指示を行う要員等 がとどまることができるよう、適切な遮蔽設計及び換気設計を行い、 居住性を確保する。 重大事故が発生した場合における緊急時対策所(緊急時対策所) 株式会社福島第一原子力発電所事故と同等とし、かつ、緊急時対策所 (緊急時対策所健屋内) 内でのマスクの着用、交代要員体制及び変定 よう素剤の服用がなく、仮設設備を考慮しな、「原子力発電所中央制御室の居 住性に係る被ばく評価手法について(内規)」の手法を参考とした被 ぼく評価により、緊急時対策所(緊急時対策所建屋内)にとどまる要 員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えないことを判断基準と する。 緊急時対策所(緊急時対策所(緊急時対策所(緊急時対策所(緊急時対策所) 緊急時対策所(緊急時対策所(緊急時対策所(緊急時対策所))は、放射線管理施設のうち、 必要な述磁能力を有した生体遮蔽装置、緊急時対策所(緊急時対策所)	変更後 (3) 緊急時対策所(緊急時対策所建屋内)は、以下の措置又は設備を備えることにより緊急時対策所建屋内)は、以下の指置又は設備緊急時対策所機能を確保する。 昭住性の確保 緊急時対策所(緊急時対策所機距内)は、1次冷却材度失事故等が 発生した場合において、当該事故等に対処するために必要な指示を行うため要員等を収容することができるととは、、在人間接要員が 必要な期間にわたり滞在できる設計とする。また、直大事故等が発生した場合においても、当該事故等に対処するために必要な整の要員を含 の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含 が、重大事故等に対処するために必要な数の要員を合 が、重大事故等に対処するために必要な数の要員を合 が、重大事故等に対処するために必要な数の要員を合 がとまることができるよう、適切な遮蔽設計及び換気設計を行う要員等 がととまることができるよう、適切な遮蔽設計及び換気設計を行い、 居住性を確保する。 重大事故が発生した場合における緊急時対策所(緊急時対策所(緊急時対策所(緊急時対策所(緊急時対策所(緊急時対策所(緊急時対策所(緊急時対策所 はく評価により、緊急時対策所(緊急時対策所建屋内)にととまる要 はく評価により、緊急時対策所(緊急時対策所建屋内)にととまる要 員の実効線量が事故後71日間で100mSvを超えないことを判断基準とする。	
a. 居住性の確保 緊急時対策所(緊急時対策所建屋内)は、1次治均材要失事故等が 発生した場合において、当該事故等に対処するために必要な指示を行 うための要員等を収容することができるとともに、それら関係要員が 必要な期間にわたり滞在できる設計とする。また、重大事故等が発生 した場合においても、当該事故等に対処するために必要な指示を行う 要員に加え、原子存格納容器の破損等による発電所外への放射性物質 の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含 が、重大事故等に対処するために必要な数の要員を含 が、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等 がとせまることができるよう、適切な遮蔽設計及び機気設計を行い、 居住性を確保する。 重大事故が発生した場合における緊急時対策所(緊急時対策所建屋 内)の居住性については、想定する放射性物質の放出量等を東京電力 株式会社福島第一原子力発電所事故と同等とし、かつ、緊急時対策所 様式会社信島第一原子力発電所事故と同等とし、かつ、緊急時対策所 度急時対策所建屋内) 内でのマスクの着用、交代要員体制及び安定 よう素剤の間時被災を考慮しても、「原子力発電所中央制御室の居 住性に係る被ばく評価手法について(内規)」の手法を参考とした被 ばく評価により、緊急時対策所(緊急時対策所(緊急時対策所(緊急時対策所)にととまる要 員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えないことを判断基準と する。 緊急時対策所(緊急時対策所(緊急時対策所(緊急時対策所(緊急時対策所) 必要な遮蔽能力を有した生体遮蔽装置、緊急時対策所(緊急時対策所) 必要な遮蔽能力を有した生体遮蔽装置、緊急時対策所(緊急時対策所	変更前 8. 解急時対策所(緊急時対策所建屋内)は、以下の措置又は設備 を備えることにより緊急時対策所機能を確保する。 緊急時対策所(緊急時対策所機能を確保する。 発生化と場合において、当該事故等に対処するために必要な指示を行う シ要な期間におたり滞在できる起ともに、それら関係要員が 必要な期間におたり滞在できる設計とする。また、重大事故等が発生 した場合においても、当該事故等に対処するために必要な指示を行う 要員に加え、原子存格納容器の破損等による。また、重大事故等が発生 した場合においても、当該事故等に対処するために必要な指示を行う 要員に加え、原子存格納容器の破損等による発電所外への放射性物質 の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な指示を行う要員等 がとせまることができるよう、適切な遮蔽設計及び換気設計を行い、 居住性を確保する。 重大事故が発生した場合における緊急時対策所(緊急時対策所維展 内)の居住性については、想定する放射性物質の放出量等を東京電力 株式会社福島第一原子力発電所事故と同等とし、かる、緊急時対策所建屋 内)の居住性については、想定する放射性物質の放出量等を東京電力 株式会社福島第一原子力発電所事故と同等とし、かる、緊急時対策所建屋 内)の居住性については、想定する放射性物質の放出量等を東京電力 様式会社福島第一原子力発電所事故と同等とし、か、緊急時対策所建屋 はく評価により、緊急時対策所建屋内)内でのマスタの着用、交代要員体制及び安定 よる機の同時被災を考慮しても、「原子力発電所中央制制室の居 住性に係る被抗く評価手法について(内規)」の手法を参考とした被 ばく評価により、緊急時対策所進屋内)内でのマスタの着用、交代要員体制及び安定 よる機の同時被災を考慮しても、「原子力発電所中央制制室の居 はく評価により、緊急時対策所(緊急時対策所進屋内)にとどまる要 員の実効線量が非並後7月間で100mSvを超えないことを判断基準と する。	
- T3-II-8-9-2-3 -	- T3-II-8-9-2-3 -	記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下が

【Ⅱ. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 9 緊急時対策所 2 緊急時対策所の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考
		記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)
変更後 建屋内) 内を正圧に加圧し放射性物質の侵入を低減又は防止する接 気設備並びに、緊急時対策所 保急時対策所建屋内)内への希ガス等 の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができる よう放射線量を監視、測定する放射線管理用計測装置により、居住性 を確保できる。 また、1次治却材喪失事故等あるいは重大事故等が発生した場合に おいて、緊急時対策所(緊急時対策所建屋内)内の酸素濃度及び二酸 化炭素濃度が事故対策のための活動に支障がない範囲にあることを 正確に把握できるよう、可擦型の酸素濃度計(19機能保施、1・2・3・4号機共用、19機に保管(以下同じ。))及び二酸化炭素濃度計 (1号機設備、1・2・3・4号機共用、1号機に保管(以下同じ。)) を、使用する 1個以上と故障時及び保守系統時のバッケアップ用と して2個を含めて合計3個以上保管する。 緊急時対策所建屋内)の外側が放射性物質により汚染し たような状況下において、重大事故等に対処するための要員等が緊急 時対策所(緊急時対策所建屋内)の外側が放射性物質により 系等を行うための区面を設置する設計とする。身体サーペイ及び作 業服の着替え等を行うための区面では、放射線管理用計測装置等を用 いて出入管理を行っための区面では、放射線管理用計測装置等を用 いて出入管理を行うための区面では、放射線管理用計測装置等を用 いて出入管理を行っための区面では、放射線管理用計測装置等を用 以下出入管理を行っための区面では、放射線管理用計測装置等を用 以下出入管理を行っための区面では、放射線管理用計測装置等を用 が配け対策所(緊急時対策所建屋内)において、1次冷却対要 緊急時対策所(緊急時対策所建屋内)において、1次冷却対要 集場故等に対処するために必要な情報及び重大事故等に対処する	変更後 緊急時対策所(緊急時対策所建屋内)は、放射線管理施設のうち、 必要な遮蔽能力を有した生体遮蔽装置、緊急時対策所、緊急時対策所 建屋内)内を正圧に加圧し放射性物質の侵入を低減又は防止する接 気設備並びに、緊急時対策所(緊急時対策所(緊急時対策所、 の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができる よう放射線量を監視、測定する放射線管理用計測装置により、居住性 を確保できる。 また、1次冷却材度失事故等あるいは重大事故等が発生した場合に おいて、緊急時対策所(緊急時対策所建屋内)内の酸素濃度及び二酸 化炭素濃度が事故対策のための活動に支障がない範囲にあることを 正確に把握できるよう、可擦型の酸素濃度計(1号機設備、1・2・3・4号機共用、1号機に保管(以下同じ。))及び二酸化炭素濃度計 (1号機設備、1・2・3・4号機共用、1号機に保管(以下同じ。)) を、使用する 1 個以上と故障時及び保守点検時のバックアップ用と して2 個を含めて合計 3 個以上保管する。 緊急時対策所進屋内)の外側が放射性物質により汚染し たような状況下において、重大事故等に対処するための要員等が緊急 時対策所(緊急時対策所進屋内)の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、重大事故等に対処するための要員等が緊急 時対策所(緊急時対策所進屋内)の外側があら室内に放射性物質による 汚染を持ち込むことを防止できるよう、身体サーベイ及び作業服の着 替え等を行うための医面を設置する設計とする。身体サーベイ及び作業服の着 養と等を行うための医面を設置する設計とする。身体サーベイ及び作業服の着 養と等を行うための医面を設置する設計とする。身体サーベイ及び作業服の着 業販の着替え等を行うための医面では、放射線管理用計測装置等を用 いて出入管理を行うための医面では置する影片とする。身体サーベイ及び作業服の着 基、等を行うための医面で設置する設計とする。身体サーベイ及び作業服の着 構入等を行うための医面で設置する影片とする。身体サーベイ及び作業服の着 基、等を行うための医面で設置する影片とする。身体サーベイ及び作業服の着 基、等を行うための医面で設置する影片とする。身体サーベイ及び作業服の着 基、等を行うための医面で設置する影片とする。	
変更前 建屋内) 内を正圧に加圧し放射性物質の侵入を低減又は防止する換気 設備並びに、緊急時対策所(緊急時対策所建屋内)内への希ガス等の 放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう が対性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう 選た、1 次冷却材模失事故等あるいは重大事故等が発生した場合に おいて、緊急時対策所(緊急時対策所建屋内)内の酸素濃度及び二酸 化炭素濃度が事故対策のための活動に支障がない範囲にあることを 正確に把握できるよう、可搬型の酸素濃度計(1号機設備、1・2・3・4号機共用、1号機に保管(以下同じ。))及び二酸化炭素濃度計 (1号機設備、1・2・3・4号機共用、1号機に保管(以下同じ。)) を、使用する 1 個以上と故障時及び保守点檢時のバックアップ用と して2 個を含めて合計3個以上保管する。 緊急時対策所(緊急時対策所建屋内)の外側が放射性物質により汚染し たような状況下において、重大事故等に対処するための要員等が緊急 時対策所(緊急時対策所建屋内)の外側から室内に放射性物質により汚染し たような状況下において、重大事故等に対処するための要員等が緊急 時対策所(緊急時対策所建屋内)の外側から室内に放射性物質による 将染を持ち込むことを防止できるよう、身体サーペイ及び作業服の着 替え等を行うための区画を設置する設計とする。身体サーペイ及び作業服の着 替え等を行うための区画では、放射線管理用計測装置等を用 いて出入管理を行い、汚染の持ち込みを防止する。 りて出入管理を行い、汚染の持ち込みを防止する。 場場の指替表でが必ずるために必要な情報及び重大事故等に対処する 失事故等に対処するために必要な情報及び重大事故等に対処する	変更前 緊急時対策所(緊急時対策所建屋内)は、放射線管理施設のうち、 必要な遮蔽能力を有した生体遮蔽装置、緊急時対策所 (緊急時対策所 建屋内)内を正匠に加圧し放射性物質の侵入を低減又は防止する換気 設備並びに、緊急時対策所(緊急時対策所建屋内)内への希ガス等の 放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう う放射線量を監視、測定する放射線管理用計測装置により、居住性を 確保できる。 また、1 次冷却材度失事故等あるいは重大事故等が発生した場合に おいて、緊急時対策所(緊急時対策所建屋内)内の酸素濃度及び二酸 化炭素濃度が事故対策のための活動に支障がない範囲にあることを 正確に把握できるよう、可搬型の酸素濃度計(1号機設備、1・2・3 3・4号機共用、1号機に保管(以下同じ。))及び二酸化炭素濃度計 (1号機設備、1・2・3・4号機共用、1号機に保管(以下同じ。)) を、使用する 1 個以上と故障時及び保守点檢時のバックアップ用と して2 個を含めて合計 3個以上保管する。 緊急時対策所建屋内)の外側がも室内に放射性物質による 時対策所(緊急時対策所建屋内)の外側がも室内に放射性物質による 汚染を待ち込むことを防止できるよう、身体サーベイ及び作業服の着 替え等を行うための区面を設置する設計を高内に放射性物質による 汚染を持ち込むことを防止できるよう、身体サーベイ及び作業服の着 替え等を行うための区面を設置する設計を設けるための要員等が緊急 時対策所(緊急時対策所建屋内)の外側がら室内に放射性物質による 汚染を持ち込むことを防止できるよう、身体サーベイ及び作業服の着 をは等を行うための区面で設置する設計を設けまた。 は発の力振	
- T3-II-8-9-2-4 -	- T3-II-8-9-2-4 -	記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり

T 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 9 緊急時対策所 2 緊急時対策所の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変 更 後	備考
		記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)
を更後 ために必要な情報を、中央制御室内の運転員を小さずに正確かつ 速やかに把握できる情報収集設備 (「1号機設備、1・2・3・4号機 機共用、1・3・4号機に設置」、「1・2・3・4号機共用、3号機 に設置」(以下同じ。))を設置する。 情報収集設備として、事故状態等の必要な情報を把握するために 必要なペラメータ等を収集し、緊急時対策所(緊急時対策所建屋 内)で表示できるよう、安全ペラメータ表示システム(SPDS) 及び安全ペラメータ伝送システムを制御建屋に設置し、SPDS表示 装置を緊急時対策所建屋内)へ重大事故等に対処するために必 要なデータを伝送できるデータ伝送設備(窓電所内)として、安全 ペラメータ表示システム(SPDS)(「1号機設備、1・2・3・4 号機共用、1・3・4号機に設置」(以下同じ。))を制御建屋 に一式設置し、SPDS表示装置(「1号機設備、1・2・3・4 号機共用、1・3・4号機に設置」(以下同じ。))を制御建屋 た一式設置し、SPDS表示装置(「1号機設備、1・2・3・4 号機共用、1・3・4号機に設置」(以下同じ。))を制御建屋 たむ、安全ペラメータ表示システム(SPDS)及びSPDS表示 装置については、そのシステムを構成する一部の設備を3・4号機 に設置する設計とする。 なお、安全ペラメータ表示システム(SPDS)及びSPDS表示 装置は、計測制御系紡施設の計測装置及び通信連絡 設備の設備で兼用する。	変更後 緊急時対策所(緊急時対策所建屋内)において、1次冷却材度 失事故等に対処するために必要な情報及び重大事故等に対処する ために必要な情報及、中央制御室内の運転員を介まずに正確かつ 速やかに把握できる情報収集設備 (「19機設備、1・2・3・4号 機共用、1・3・4号機に設置」、「1・2・3・4号機共用、3号機 に設置」(以下同じ。))を設置する。 情報収集設備として、事故状態等の必要な情報を把握するために 必要なパラメータ毎を収集し、緊急時対策所(緊急時対策所建屋 内)で表示できるよう、安全パラメータ表示システム(SPDS) 及び安全パラメータ伝送やステムを制御建屋に設置し、SPDS表示 装置を緊急時対策所(緊急時対策所建屋内)として、安全 パラメータを伝送できるデータ伝送設備(発電所内)として、安全 パラメータを伝送できるデータ伝送設備(発電所内)として、安全 パラメークを伝送できるデータ伝送設備(2下同じ。))を制御建屋 に一式設置し、SPDS表示設置(「1号機設備、1・2・3・4 号機共用、1・3・4号機に設置」(以下同じ。))を制御建屋 に一式設置し、SPDS表示装置(「1号機設備、1・2・3・4 号機共用、1・3・4号機に設置」(以下同じ。))を制御建屋 に一式設置し、SPDS表示装置(「1号機設備、1・2・3・4 号機共用、1・3・4号機に設置」(以下同じ。))を制御建屋 で一式設置する設計とする。 なお、安全パラメーク表示システム(SPDS)及びSPDS表示 なお、安全パラメーク表示システム(SPDS)及びSPDS表示 なお、安全パラメーク表示システム(SPDS)及びSPDS表示 なお、安全パラメーク表示システム(SPDS)及びSPDS表示 なお、安全パラメーク表示システム(SPDS)及びSPDS表示 なお、安全パラメーク表示システム(SPDS)及びSPDS表示 なお、安全パラメーク表示システム(SPDS)及びSPDS表示 なお、安全パラメーク表示システム(SPDS)及びSPDS表示 なお、安全パラメーク表示システム(SPDS)及びSPDS表示	
を更前 ために必要な情報を、中央制御室内の運転員を介さずに正確かつ 速やかに把握できる情報の集設備(「1号機設備、1・2・3・4号機 機共用、1・3・4号機に設置」、「1・2・3・4号機共用、3号機 に設置」(以下同じ。))を設置する。 情報収集設備として、事故状態等の必要な情報を把握するために 必要なペラメータ等を収集し、緊急時対策所(緊急時対策所建屋 内)で表示できるよう、安全パラメータ表示システム(SPDS) 及び安全パラメータ伝送システムを制御建屋に設置する。また、緊急 時対策所(緊急時対策所建屋内)に設置する。また、緊急 時対策所(緊急時対策所建屋内)へ重大事故等に対処するために必 要なデータを伝送できるデータ伝送設備(発電所内)として、安全 パラメータ表示システム(SPDS)(「1号機設備、1・2・3・ 4号機共用、1・3・4号機に設置」(以下同じ。))を制御建屋 に一式設置し、SPDS表示装置(「1号機設備、1・2・3・ 号機共用、1・3・4号機に設置」(以下同じ。))を制御建屋 たむ、安全パラメータ表示システム(SPDS)及びSPDS表示 装置については、そのシステムを構成する一部の設備を3・4号機 に設置する設計とする。 なお、安全パラメータ表示システム(SPDS)及びSPDS表示 装置は、計測制御系統施設の計測装置及び通信連絡設備の設備で兼用 する。安全パラメータ表示システム(SPDS)及びSPDS表示 設備の設備で排用する。	変更前 緊急時対策所(緊急時対策所を置内)において、1次冷却材喪 大きなに対処するために必要な情報及び重大事故等に対処する ために必要な情報を、中央制御室内の運転員を介きずに正確かつ 速やかに把握できる情報収集設備 (「19機設備、1・2・3・4号機 機共用、1・3・4号機に設置」、「1・2・3・4号機共用、3号機 機共用、1・3・4号機に設置」、「1・2・3・4号機共用、3号機 (設置」(以下同じ。))を設置する。 情報収集設備として、事故状態等の必要な情報を把握するために 必要なパラメータ等を収集し、緊急時対策所健屋 内)で表示できるよう、安全パラメータ表示システム(SPDS) 及び安全パラメータ伝送システムを制御建屋に設置し、SPDS表示 装置を緊急時対策所健屋内)へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送できるデータ伝送段價(発電所内)として、安全 パラメータを伝送できるデータ伝送段備(発電所内)として、安全 パラメークを伝送できるデータ伝送段備(発電所内)として、安全 パラメークを伝送できるデータ伝送段階」(以下同じ。))を制御健屋 に一式設置し、SPDS表示となりに同じ。))を解偽時対策所 所「緊急時対策所健屋内)に必要数量一式設置する。SPDS表示 装置については、そのシステムを構成する一部の設備を3・4号機 に設置する設計とする。 なお、安全パラメーク表示システム(SPDS)及びSPDS表示 装置は、計測制御系統施設の計測装置及び通信連絡設備の設備で兼用 装置は、計測制御系統施設の計測装置及び通信連絡設備の設備で兼用	
- T3-II-8-9-2-5 -	- T3-II-8-9-2-5 -	記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり

変更前	変更後	備考
		記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)
	変更後 する。安全バラメータ伝送システムは、計測制御系統施股の通信連絡 設備の設備で兼用する。 い 通信連絡 緊急時対策所(緊急時対策所進屋内)には、1次冷却材度失事故等 が発生た場合において、当核事故等に対処するため、計測制御系統 施設の通信連絡設備、「1号機設備、1・2・3・4号機共用、1号機に設置」、「1号機設備、1・2・3・4号機共用、1号機に停置」、「「1・2・3・4号機共用、1号機に停置」、「「1・2・3・4号機共用、1号機に受置」、「1号機設備、1・2・3・4号機共用、1号機に設置」の指示を行うために必要な通信連絡及び発電 所外関係箇所と専用であって多様性を備えた通信回線にて通信連絡でできる。また、重大事故等が発生した場合においても、通信連絡設備 により発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡できる。。また、重大事故等が発生した場合においても、通信連絡設備 により発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡できる。 「新島連絡設備、運転指令設備、電力保安通信用確話設備、加入可かに支続に、衛星電話(固定)、衛星電話(関連)、衛星電話(財制)、衛星電話(財制)、衛星電話(財制)、衛星電話(財制)、衛星電話(財制)、衛星電話(財制)、衛星電話(財制)、衛星電話(財制)、衛星電話(日度)、衛星電話(日度)、衛星電話(日度)、衛星電話(日度)、衛星電話(日度)、衛星電話(日度)、衛星電話(日度)、衛星電話(日度)、衛星電話(日度)、衛星電話(日度)、衛星電話(日度)、衛星電話(日度)、衛星電話(日度)、衛星電話(日度)、衛星電話(日度)、衛星電話(日度)、衛星電話(財制)、第分所受適信連絡設備の登場である。ない、大きが配っては、計測制制の系統施設の通信連絡設備の設備で 兼用する。	
変更前 医療性対策所 (緊急時対策所建屋内) には、1次冷却材度失事故等 が発生した場合において、当該事故等に対処するため、計測制御系統 施設の通信連絡設備 (「1号機設備、1・2・3・4号機共用、1号機に保管」、 「1・2・3・4号機共用、1号機に設置」(以下同じ。)) により、 発電所内の関係要員への指示を行うために必要な通信連絡及び発電 所外関係箇所と専用であって多様性を備えた通信連絡及び発電 所外関係箇所と専用であって多様性を備えた通信連絡及び発電 部外関係箇所と専用であって多様性を備えた通信連絡及び発電 部外関係箇所と専用であって多様性を備えた通信連絡設備 電話(固定)、衛星電話(財幣)、衛星電話(可搬)、緊急時衛星通報 支る。また、重大事故等が発生した場合においても、通信連絡設備 は経管する。なた、衛星電話(協構)、衛星電話(可搬)、緊急時衛星通報 システム、携行型通話装置、統合原子力防災ネットロークに接続する 通信連絡設備、運転指令設備、電力保安通信用電話設備、加入電話、 加入ファクシミリ、無線通話装置及び柱内TV会議システムを設置又 は保管する。なお、衛星電話(固定)、衛星電話(内 搬)、緊急時衛星通報システム、携行型通話装置、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備、運転指令設備、電力保安通信用 電話設備、加入電話、加入ファクシミリ、無線通話装置及び柱内TV 会議システムについては、計測制御系統施設の通信連絡設備の設備で 兼用する。 1 次冷却材養失事故等が発生した場合において、発電所内から発電 所外の緊急時対策支援システム(ERSS)等へ必要なデークを、車 所外の緊急時対策支援システム(ERSS)等へ必要なデークを、車	変更前 する。安全パラメータ伝送システムは、計測制御系統施設の通信連絡 記備の設備で兼用する。 c. 通信連絡 緊急時対策所(緊急時対策所建屋内)には、1次冷却材態失事故等 が発生した場合において、当該事故等に対処するため、計測制御系統 施設の通信連絡設備 (「1号機設備、1・2・3・4号機共用、1号機に保管」、 「1・2・3・4号機共用、1号機と設置」(以下同じ。))により、 発電所内の関係要員への指示を行うために必要な通信連絡及び発電 所外関係箇所と専用であって多様性を備えた通信回線にで通信連絡で できる。また、重大事故等が発生した場合においても、通信連絡設備 により発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡で きる。 緊急時対策所(緊急時対策所建屋内、の通信連絡設備として、衛星 電話(固定)、衛星電話(協准)、衛星電話(可撤)、緊急時衛星通報 システム、据行型通話装置、統合原子力防災ネットワークに接続する 直信連絡設備、運転指・個立)、衛星電話(可撤)、緊急時衛星通報 システム、場行型通話装置、統合原子力防災ネットワークに接続する 通信連絡設備、運転指(固定)、衛星電話(同様)、衛星電話(可 機)、緊急時衛星通報システム、 裁行型通話装置、統合原子力防災ネットワークに接続する 連行連絡設備、加入電話、加入ファクシミリ、無線通話装置及び社内TV 会議システムについては、計測制御系統施設の通信連絡設備の設備で 兼用する。	
		記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり

変更前	変更後	備考
		記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)
変更後 用であって多様性を備えた通信回線を使用する通信連絡設備により 伝送できる設計とする。 緊急時対策支援システム(ERSS)等へのデータ伝送の機能に係 る設備については、重大事故等が発生した場合においても必要なデー タの伝送ができる設計とする。 服地内外において財機施設に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質(以下「指示要員」という。) に及ぼす影響により、指示要員の対処能力が著しく低下し、安全施設 の安全機能が損なわれることがないよう、緊急時対策所(緊急時対策 所建屋内)内にとどまり必要な指示、操作を行うことができる設計と する。 敷地内外において貯蔵施設に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質(以下「固定源」という。)及び敷 地内において精送手段の輸送容器に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質(以下「同定源」という。)及び敷 地内において有差ガスが発生した場合の影響評価(以下「有毒ガス防護に係る影響評価」という。)を れぞれに対して有毒ガスが発生した場合の影響評価(以下「有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、「有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、「有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、「有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、「有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、「有毒ガス防護に係る影響評価に当たらな難して評価を実施し、有毒ガス防護に係る影響評価に当た。 有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、「有毒ガス防護に係る影響評価に当た。 有毒ガス防護に係る影響評価に当た。 有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、「有毒ガス防護に係る影響評価に当た。 自定源に対しては、固定源の有毒化学物質の性状、貯蔵状況等 を踏まえ、固定源及び可動源を特定する。 国定源に対しては、固定源の有毒ガス影響を軽減することを期 国定源に対しては、固定源の有毒ガス影響を軽減することを期	変更後 1 次恰均材度失事故等が発生した場合において、発電所内から発電 所外の緊急時対策支援システム (ERSS) 等へ必要なデータを、専 用であって多様性を備えた通信回線を使用する通信連絡設備により 伝送できる設計とする。 緊急時対策支援システム (ERSS) 等へ必要なデータを、専 なの伝送ができる設計とする。 緊急時対策所(緊急時対策所進屋内)は、有毒ガスが重大事故等に 対処するために必要な指示を行う要員(以下「指示要員」という。) に及ぼす影響により、指示要員の対処能力が着しく低下し、安全施設 の安全機能が損なわれることがないよう、緊急時対策所(緊急時対策 所建屋内)内にとどまり必要な指示、操作を行うことができる設計と する。 牧地内外において貯蔵施設に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質(以下「固定源」という。)及び敷 地内において開送を器に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質(以下「固定源」という。)及び敷 地内において有毒ガスが発生した場合の影響評価(以下「有毒ガスを発 生させるおそれのある有毒化学物質(以下「回旋源」という。)そ れぞれに対して有毒ガスが発生した場合の影響評価(以下「有毒ガスを発 生きなる影響評価」という。)を実施する。 有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、「有毒ガスが大気中に 多量に放出されるかの観点から有毒化学物質の性状、貯蔵状況等	
変更前 用であって多様性を備えた通信回線を使用する通信連絡設備により 伝送できる設計とする。 緊急時対策支援システム(ERSS)等へのデータ伝送の機能に係 る設備については、重大事故等が発生した場合においても必要なデー タの伝送ができる設計とする。	変更前 1 次帝却材喪失事故等が発生した場合において、発電所内から発電 所外の緊急時対策支援システム(ERSS)等へ必要なデータを、専 用であって多様性を備えた通信回線を使用する通信連絡設備により 伝送できる設計とする。 緊急時対策支援システム(ERSS)等へのデータ伝送の機能に係 る設備については、重大事故等が発生した場合においても必要なデー タの伝送ができる設計とする。	
- T3-II-8-9-2-7 -	- T3-II-8-9-2-7 -	記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり

「II 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 9 竪急時対策所 2 緊急時対策所の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

	の他発電用原子炉の附属施設 9 緊急時対策所 2 緊急時対策所の基本設計方針、適用 変 更 後	備考
		記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)
変更後 待する防液堤等の現場の設置状況を踏まえ、評価条件を設定し、指 示要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が、有毒ガス防護のた めの判断基準値を下回るよう設計する。 可動源に対しては、緊急時対策所換気設備(1号機設備、1・2・ 3・4号機共用)の隔離等の対策により指示要員を防護できる設計 とする。 有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減す ることを期待する防液堤等は、必要に応じて保守管理及び運用管 理を適切に実施する。	変更後 を踏まえ、固定源及び可動源を特定する。 国定源に対しては、固定源の有毒ガス影響を軽減することを期 待する防液堤等の現場の設置状況を踏まえ、評価条件を設定し、指 示要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が、有毒ガス防護のた めの判断基準値を下回るよう設計する。 可動源に対しては、緊急時対策所換気設備(1号機設備、1・2・ 3・4号機共用)の隔離等の対策により指示要員を防護できる設計 とする。 有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減す ることを期待する防液堤等は、必要に応じて保守管理及び運用管 理を適切に実施する。 2. 主要対象設備	
2. 主要対象設備 緊急時対策所の対象となる主要な設備について、「表1 緊急時 対策所の主要設備リスト」に示す。	2. 主要対象設備 緊急時対策所の対象となる主要な設備について、「表1 緊急時 対策所の主要設備リスト」に示す。	
- T3-II-8-9-2-8/E -	- T3-II-8-9-2-8/E -	

【V. 添付書類 1. 添付資料】

変更前	変更後	備考			
1. 添付資料	1. 添付資料				
資料 1 発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書	資料1 発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書				
資料 2 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書	資料2 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書				
*					
資料3 中央制御室の機能に関する説明書	資料3 中央制御室の機能に関する説明書				
資料4 中央制御室の居住性に関する説明書	資料 4 中央制御室の居住性に関する説明書				
資料4 中央制御至の店住性に関する説明者	良が4一个大側岬主が出口にに関する配列音				
資料 5 緊急時対策所の機能に関する説明書		記載の適正化			
		*			
70 X 1/D	- T3-V-1/E -				
- T3-V-1/E -	- 13-V-1/E -				

【添付資料目次】

	変更後	備考
多		
目 次	目	
н		
資料1 発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書	資料1 発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書	
	資料2 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書	
資料2 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書	資料2-1 設計及び工事に係る品質管理の方法等	
資料2-1 設計及び工事に係る品質管理の方法等	資料2-2 本工事計画に係る設計の実績、工事及び検査の計画 放射線管理施設	
資料2-2 本工事計画に係る設計の実績、工事及び検査の計画 放射線管理施設 資料2-3 本工事計画に係る設計の実績、工事及び検査の計画 緊急時対策所	資料2-3 本工事計画に係る設計の実績、工事及び検査の計画 緊急時対策所	
資料2-3 本工事計画に係る設計の夫績、工事及の便宜の計画 茶芯時刈水///		
資料3 中央制御室の機能に関する説明書	資料3 中央制御室の機能に関する説明書	
別添 固定源及び可動源の特定について	別添 固定源及び可動源の特定について	
別紙1 調査対象とする有毒化学物質について	別紙1 調査対象とする有毒化学物質について	
別紙2 敷地外固定源の特定に係る調査対象法令の選定について	別紙2 敷地外固定源の特定に係る調査対象法令の選定について	
資料4 中央制御室の居住性に関する説明書	資料4 中央制御室の居住性に関する説明書	
		記載の適正化
資料 5 緊急時対策所の機能に関する説明書		記載の通生化
- T3-添-1/E -	- T3-添-1/E -	
		

変更前	変更後	備考
目 次	目 次	
頁	頁	
1. 概要 ······ T3-添1-1	1. 概要 ······ T3-添1-1	
2. 基本方針 ····· T3-添1-1	2. 基本方針 ····· T3-添1-1	
3. 記載の基本事項 ··············· T3-添1-1	3. 記載の基本事項 ······ T3-添1-1	
4. 発電用原子炉の設置の許可との整合性	4. 発電用原子炉の設置の許可との整合性	
五、発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備	五、発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備	
ロ.発電用原子炉施設の一般構造	ロ.発電用原子炉施設の一般構造	
(3) その他の主要な構造 ······ T3-添1-□-1	(3) その他の主要な構造 ····· T3-添1-p-1	
(i) a. 設計基準対象施設	(i) a. 設計基準対象施設	
へ. 計測制御系統施設の構造及び設備	へ. 計測制御系統施設の構造及び設備	
(5) その他の主要な事項 ····· T3-添1-^-1	(5) その他の主要な事項 ······ T3-添1-^-1	
(v)中央制御室	(v) 中央制御室	
ヌ.その他発電用原子炉の附属施設の構造及び設備		記載の適正化
(3) その他の主要な事項 ······ T3-添1-ヌ-1		10-7% 10 70-10
(viii)緊急時対策所		
	×	
- T3-添 1-i -	- T3-添 1-i -	
10 704 1 1		

変更前	変更後	備	考
		2	
		*	
1. 概要	1. 概要		
本資料は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「法」と	本資料は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「法」と		
いう。) 第43条の3の8第1項の許可を受けたところによる工事の計画であることが法第	いう。) 第43条の3の8第1項の許可を受けたところによる工事の計画であることが法第 43条の3の9第3項第1号で認可基準として規定されており、当該基準に適合することを	4	
43条の3の9第3項第1号で認可基準として規定されており、当該基準に適合することを	43余の3の9第3項第1号で試り差率として死足されており、当該基準に適合することを 説明するものである。		
説明するものである。	DU 91 7 2 0 0 2 0 0 0 0		
2. 基本方針	2. 基本方針		
工事の計画が高浜発電所 発電用原子炉設置変更許可申請書(以下「設置許可申請	工事の計画が高浜発電所 発電用原子炉設置変更許可申請書(以下「設置許可申請書」という。)の基本方針に従った詳細設計であることを、設置許可申請書との整合		
書」という。) の基本方針に従った詳細設計であることを、設置許可申請書との整合 性により示す。	書」という。) の基本方針に使った詳細設計 (めることを、改画計 引 中明音との至ら 性により示す。		
設置許可申請書との整合性は、設置許可申請書「本文(五号)」と工事計画のうち	設置許可申請書との整合性は、設置許可申請書「本文(五号)」と工事計画のうち		
「基本設計方針」及び「機器等の仕様に関する記載事項(以下、「要目表」とい	「基本設計方針」及び「機器等の仕様に関する記載事項(以下、「要目表」とい		
う。)」について示す。	う。)」について示す。		
また、「本文(十号)」に記載する解析条件との整合性、設置許可申請書「添付書	また、「本文(十号)」に記載する解析条件との整合性、設置許可申請書「添付書 類八」のうち「本文(五号)」に係る設備設計を記載している箇所についても整合性		
類八」のうち「本文(五号)」に係る設備設計を記載している箇所についても整合性 を示す。	を示す。		
なお、変更の工事において、変更に係る内容が許可の際の申請書等の記載事項でな	なお、変更の工事において、変更に係る内容が許可の際の申請書等の記載事項でな		
い場合においては、許可に抵触するものでないため、本資料には記載しない。	い場合においては、許可に抵触するものでないため、本資料には記載しない。		
and the partie to the corr	また、設備の共用に関する記載を除き高浜発電所第1号機の工事計画と相違ない基本設計方針は、同日付け関原発第495号にて申請した高浜発電所第1号機の工事計画変	記載の適正化	
 記載の基本事項 説明書の構成は比較表形式とし、左欄から「本文」、「添付書類八」、「工事の計 	更の添付資料1「発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書」において、	日本人・クルロコニー	
画」、「整合性」及び「備考」を記載する。	設置許可申請書との整合性を示しているため、本資料には記載しない。	90	
(2) 説明書の記載順は、「本文(五号)」に記載する順とする。なお、「本文(十	3. 記載の基本事項		
(2) 説明書の記載順は、「本文(五号)」に記載する順とする。 号)」については、「本文(五号)」内の該当箇所に挿入する。	(1) 説明書の構成は比較表形式とし、左欄から「本文」、「添付書類八」、「工事の計		
	画」、「整合性」及び「備考」を記載する。	=	
(3) 設置許可申請書と工事の計画の記載が同等の箇所には、実線のアンダーラインで明		4	
示する。表記等が異なる場合には破線のアンダーラインを引くとともに、工事の計 画が設置許可申請書と整合していることを明示する。	(2) 説明書の記載順は、「本文(五号)」に記載する順とする。なお、「本文(十 号)」については、「本文(五号)」内の該当箇所に挿入する。		
囲か放直計り中語者と登立していることを切かりる。	の)」については、「本人」「170回日間がに持っている。		
(4) 工事の計画のうち要目表は、必要により既認可分を記載する。	(3) 設置許可申請書と工事の計画の記載が同等の箇所には、実線のアンダーラインで明	8	
(三) 「土上(口)、)の核人は12円上ヶ井口が四つ、 香井四ヶ12 上りつお上ヶ	示する。表記等が異なる場合には破線のアンダーラインを引くとともに、工事の計 画が設置許可申請書と整合していることを明示する。		
(5)「本文(十号)」との整合性に関する補足説明は一重枠囲みにより記載する。 「本文(五号)」との整合性に関する補足説明は原則として「整合性」欄に記載す	四が双直計り中間者と笙ロしていることを切かりる。		
るが、欄内に記載しきれないものについては別途、二重枠囲みにより記載する。	(4) 工事の計画のうち要目表は、必要により既認可分を記載する。	9	
	(5) 「本文(十号)」との整合性に関する補足説明は一重枠囲みにより記載する。		
	「本文(五号)」との整合性に関する補足説明は原則として「整合性」欄に記載す		
	るが、欄内に記載しきれないものについては別途、二重枠囲みにより記載する。		
- T3-添1-1 -	- T3-添1-1 -		
		, ,	

	変更前		変更後	備考
整合性 備考	11 12 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14	- T3-1881-e-4 -		
工事の計画 該当事項	「保急的対策所引 (基本程計方針) 1. 緊急時対策所((3) 緊急時対策所((4) 緊急時対策所((5) 緊急時対策所((5) 緊急時対策所((6) 緊急時対策所((6) 緊急時対策所((6) 緊急時対策所((6) 緊急時対策所((6) 医急時対策所((6) 医急時対策所((6) 医急時対策所((6) 医急性性 (6) 医毒性、 (6) 医毒性、 (6) 医毒性、 (6) 医毒性、 (6) 医毒性、 (6) 医毒性、 (6) 医毒性、 (7) 医毒性、 (7) 医毒性、 (7) 医毒性、 (7) 医毒性、 (8) 医毒性、 (8) 医毒性、 (8) 医毒性、 (8) 医毒性、 (8) 医毒性、 (9) 医毒性、 (10) 医毒性、			
(当事項	10. その他発用原子体の財産施設。 (4中格) (10.10.1.1 模要 (4中格) (4中格) (10.10.1.1 模要 (4中格)			記載の適正化
	緊急時対策所(緊急地対策所建制力)は、有能力スが重大年益 に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響に に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響によ 立方常しく底下し、安全施設の安全機能が損なわれることが い設計とする。 に係る影響評価を大力を引に当なるでは、有能力スが大気 に係る影響評価を大力を加麗をから有害化学物管で性状、貯蔵 高力ス影響を確成する。 は状を整定数する。 に分かる影響評価に当たっては、有能力スが大気 はる形と解析を表面する。 は対すを修まえ、評価条件を設定する。 はなを始まえ、固定額及び可加額を物定する。また、固定額の 電力ス影響を確成することを期待するが建筑は、再進の は対を始まえ、評価条件を設定する。 にう要員の吸気中の看却ス減度の再価結果が、有能力ス肪 となために必要な相示。 を対しては、低大性を等に対処するために必要な指示 にう要員の吸気中の有量がス態度の再価結果が、有能力の設 となめために必要な指示 を対しては、低大性を等に対処するために必要な指示 に対しために必要な相示。 に対したがしばないを対しまり、重点の対策により、重点がなに を対しために必要な指示を行う要員を形態できる限計とす。 5. 整金地対策所後気影響の開催等の対策により、重点がなに と、整金地対策所後気影響の開催等の対策により、重点がなに と、一			

	変更前		変更後	備考
際合在を含み		- 13-35-1-1-5 -		
工事の計画 核当事項 直書ガス防護に係る股票評価において、有着ガス影響を輸除することを加 着する防役場等は、必要に応じて保守管別及び選用管理を適切に実施する。				
設置変更許可申請書(係付書類ハ) 該当事項 格設備により重大事故等に対象するために必要な指示を行う要員 全的第できる設計とする。 有書力の財産に係る影響発偏において、有能力ス影響を修該 することを期待する防設場等は、必要に応じて保守所則及び要 用管理を適切に実施する。				記載の適正化
設置変更許可申請書(本次) 看着ガス防護に係る整響評価において、有着ガス影響を修設 することを明やするが提場等は、必要に応じて保守管理及び避 用管理を適切に実施する。	·			

変更前		変更後		備考
 整合性 備等 ○乙士を2計画の1度以表書 工事の計画の基本設計 2たと、2と整度変更行可申請 か針「2.1 中央制御 変性などの2「侵入した」は 案 緊急時対所の原 文章的変とでは、2を力。 の工事の計画の「特別科学」 「中科化。 の工事の計画の「特別科学」 「中科化。 の工事の計画の「特別科学」 「中科化。 対象は「政力を必要とできるの 対象に対したいえため数 質及は核燃料物質の契解 質及は核燃料物質の契解 変集に関する場別を定しているため数 変集の方式とし、1度、1度用 発達している。。 の工事の計画の「特別科學」 の工事の計画の「特別科学」 「本科化。 の工事の計画の「特別科学」 「本科化。 の工事の計画の「特別科学」 「本科化。 変集の方式といる。 の工事の対画の「特別科学」 「本科化、 変集の方式とし、2度用 をならを控えしている。 の工事の対面の「特別科学」 「本科化、 変集に関する場別 の事業に関す をなったがあるしている。 の工事の対域を対している。 の工事の対域を対している。 の工事の対域を対している。 変態はよったいる。 変態はよのがいてかり、数 変態はよのがいてかり、数 なきになった。 	- 5-v-13½-c1	 	- T3-終1-^-3/E -	記載の適正化 (頁の変更)
工事の計画 該当事項 基本程度計分針) - 級気旋覆、生体遮破液度 - 1 中央制御電気 原急時対策所の居住性を確保するための防衛指電 中央制御電気で工に進格する運動数で活運局長その他の変生者が中央側 御電に出入ウナるための防衛性。 程子指令指針模块をの設計者等が時代 自分・上と並りの変化機、指電を行う運転員が通位砂度だくを受 はないよう施設し、運転員の動筋が能を支援し、非技権の取用。 に以下同し、)と変過する経験権による機能、中枢情報を向に同じたが、、 の以下同し、)を適過する経験権による機能、中央制御電空内に同じ及込ま打 な人気による施及び入込地側の発症が、中央制御電空内に同じ及り次表打 などのし、「代規」に基づく機に、評価により、⑥」技能超物質及技能物質 が置の整線の速速に関する規則での規度に近づく機能で成る被すく評価に が置の整線の速速に関する規則での規度に近づく機能を対して が置の整線の速速に関する規則での規度に近づく機能で変を定める投売し に示される 100ms 全の膜えない異計とする。。		工事の計画 該当事項 基本設計方針) ・ 換気装配、生体電磁装置 ・ 1 中央制御室、緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置 中央制御室及びよれに連絡する通路が近近に職員者の設計基準が加い。 中央制御室及びよれに連絡する通路が近近に職員者の設計基準が加い。 中央制御室内にと至り必要な操作、排配を行う運信員が適度の設計系が中心で はないよう施設し、運信員の勤務が能を考慮し、事故後30日間において、 庭員が中央制御室に入り、とどまっても、中央制御室企業(3・4号機よ用 以下同じ、))を透過する放射額による機能、中央制御室企業(3・4号機よ用 以下同じ、))を透過する放射機による機能、中央制御室企業(3・4号機は用 の機能とあいまって、「即十分報節中によっと、回往性に係る数式く評価事 強について(例以)に基づく数域が再所により、③ 1隻取割物気差数 砂臓をあいまって、「即十分報節中によっ、③ 1隻取割物気差数 砂質の整錐の速率に関する規則等の規章に基づく機量限度等変定も各項元、 に示される 10msいを④製造を記述ままる。。		
設置変更許可申請書(係付書類ハ) 韓当事項 中央制御電及びこれに連絡する語彙並びに運転員をの他の 建準在が原子的制御室には入りするための区域は、運転員の動務制能を設定を受けないように結びし、運転員の動務制能を受ける。 とどまっても、中央制御電池を活動する総積機により。 とどまっても、中央制御電池を活動する総積機により機能に入り、 とどまっても、中央制御電池での機能とあいまって、「英用発電用 原子を及びその解棄施設の技術法側に関する規則の経 数、日本を助理を設ける。		設置変更許可申請書(添付書類A) 該当事項 中央制御電及びこれに運給する通路並びに運転員その他 登並者が展しず財産に出入でするための医域は、運転員 通販の被てる受けないように通復し、運転員が申貸の総務が 考慮し、事故後3の日間において、運転員が中央側の運転に入 ととまっても、中央側頭電電を活過するが利による人 中央側面室に受入した今気による総金をのが高しが が、中央側面室で変換を添りをいまって、「実用窓面 が、中央側面室で型装度等の機能とあいまって、「実用窓面 所子が及びその附属施設の技術基準に関する原則」及び「3 整電用解子序及びその附属施設の技術基準に関する原則」及び「3 整電用解子序及びその附属施設の技術基準に関する原則」及び「3 野」に示される 100mSv &下回るように避難を設ける。		
該度変更许可申財務(本文) 並た、中央制御電及びこれに連絡する通路並びに運転員その 他の後生者が中央制御電に出入りするための反域は、運転員が 適度の施でくを受けないよう維設し、運転員が生産研究機を考慮 し、事故保20日間において、運転員が生産の形成機を考慮 まっても、中央制御電電板を活過する放射機による機成、中 身即電にし段入した外気による機及び入退域的の機能が、中 会制御電空間を置の等の機能とあいまって、②「実用発電用配 子度及び天の財産施設の技術系弾に関する規則の発彩」 に示される100msいをの下回るように連修を設ける。		設度変更許可申請書(本文) 地の変革者が中央制御電及びこれに運輸する通路並びに運転員をの 他の変事者が中央制御前に出入りするための区域は、運転員が 通度の旋ばくを受けないよう確認し、運転員が まっても、中央制御電電を充満する放射線による線似、中央 制御館にの侵入した今域による線化、中央 制御館にの侵入した今域による線化が、中央 制御館に関連の等の機能とあいまって、② [集用発電用版 子型及びその脱高線管の技術法判に関する規則の解別。 意用度子型及びまの附高線管の技術法判に関する規則の解別。 に示される10ms/を④下回るように選覧を設ける。。		

		変更前			変更後	備考
服合性關鍵				- 13-%1-1 -		
工事の計画 該当事項 (基本設計方針) (基本設計方針) ・、緊急時対策所の設置等 (3) 緊急時対策所の設置等 (3) 緊急時対策所・設定の時数所可能置や)は、以下の指置又は設備を備えるこ	とにより緊急的対策所権能を確保する。 d. 有能ガスに対する防護指 <u>g. 製品の対抗所では、大部ガスが低大市放勢に対処するために必要な指示を行う地域</u> (以下「指示要員」という。)に <u>及ぼす影響に まり、指示要員の対象能力が著しく所下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない</u> よう、緊急的対策所保護内)内にとどまり必要な指示、操作を行うことができる設計とする。	敷地内外において所蔵施設に保管されている有権ガスを発生させるおされ のある有害化学物質(以下「 <u>固定題</u> 」という。 <u>及び</u> 敷地内において構送手段 の輸送容器に保管されている有番ガスを発生せるおそれのある有能化学物 質(以下「 <u>可動題</u> 」という。 <u>ラれぞれに対して</u> 有帯ガメが発生した場合の影 響評価(以下「 <u>有権力スが譲に係る</u> 必要評価」という。) <u>を実施する。</u>	介書ガス防護に係る影響評価に当たっては、「有毒ガス防毒に係る影響評価 ガイド」を参照して評価を実施し、有者ガスが大気中で発に放出されるか の組点から有害化学物質の性状、内限状況等を踏まえ、固定部及び可動語を <u>物定する。</u> 固定部に対しては、固定部の有毒ガス影響を修成することを期待する防疫 場等の現場の設置状況を解まえ、評価条件を設定し、指示要員の吸気中の有 毒ガス態度の評価結果が、有着ガス防護のための判断基準能を下回るよう設 計する。 可動脈に対しては、緊急助対策所被気管體(1号機段階、1・2・3・4 号機共用)の隔離等の対策により指示要員を妨護できる設計とする。			
設置変更計画事務等(添付物類A) 韓当事項 10. その他発電用原子炉の解隔離設 10.10 報急時対策所 10.10.1 通信運転時等 10.10.1 機販 < <中略> < (中略>)	既急時対策所(既急時対策所建設内)は、有権ガスが能大事結 等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、 勝要員の対処能力が第一く低下したい。当該要員が緊急時対 所(緊急時対策所建設内)的にととまり、事故対策に必要な各権の 指示・操作を行うことができる設計とする。 10.10.1.2 設計方針	(6) 有電力スルボル部のでは予整すっために必要を指示を打つ 要員に及ぼす影響により、当該要員の対域的が方しく低下し ないよう、当該要員が架金牌が原所、保金牌は対所能と同り。 にとどまり、事故が類に必要な各種の指示・操作を行うことが できる設計とする。 そのために、有電力ス評価力イドを参照し、有電力ス所譲に 係る影響評価を実施する。	有毒ガスが腹に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気 中に参展に放出されるかの観点から、有害化学物質の研究性等 の性状、貯燥肌、蛙磨内保膏、熱気等の貯燥状態等を撥達え、敷 地内及び中央刷御塞等から半陰 10km 以内にある敷地外の固度 <u>離並びに可動類を特定</u> し、特定した有毒化学物質に対して有毒 ガス防護のための判断基準値を設定する。また。固定額の有益 ガス影響を解除することを即符する防疫機等は、現場の設置状 高を踏まえ、評価条件を設定する。。 直を踏まえ、評価条件を設定する。 の全量流出によって発生した有毒ガスが大気中に放出される事 の全量流出によって発生した有毒ガスが大気中に放出される事 をを想じ、重大事故等に対象するために必要な指示を行う要 見の吸気中の有毒ガス熱度の評価結果が、有毒ガス防護のため の判断基準値を下回るよう設計する。			記載の適正化
設置変更許可申請書 (木文) ス. その他発電用原子排の解構施設の構造及び設備 (3) その他の主要な事項 (4) 緊急時対策所 <中略>	緊急助対復所(緊急時対復形種限内)は、有格ガスが低大事故 等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす形響により、 原大事故等に対処するために必要な指示を行う要員の対処権力が 著く低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計 とする。	<u>そのために、固定額及び可動額それぞれに対して</u> 有器ガス防護 に係る影響評価を実施する。	有毒ガスが汚傷に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中 に多様に放出されるかの関系があいず事化学物質の性法、所確状況 発を被まえ、固定額及び可動脈が検定する。また、固定部の有電 ガス影響を確減することを関ゆする砂液環等は、現場の設置状況 登階まえ、評価条件を復定する。 固定額に対しては、重大事故等に対処するために必要な指示を 行う要員の販気中の有毒ガス濃度の評価結果が、有毒ガス防堰の ための判断基準値を下回るより電計であ、可動態に対しては、整 急時外預所換気整備の隔離等の対額により直大事故等に対処する ために必要な指示を行う要員を防腹できる設計とする。			

変更前		変更後	備考
聚合性 瘤 3. 3.	- T3-W1-x-2/E -		
工事の計画 該当本項 在書ガス応護に係る影響評価において、有書ガス影響を修練することを助 谷する財産場等は、必要に応じて保守管理及び銀用管理を適切に実施する。			
設置変更許可申請書(給付書類A) 該当事項 可動類により正代上 [10.13 通信連絡設備」に記載する通信連 格設備により通子事故等に対数するために必要な指示を行う要員 全が調できる設計とする。 有第五分数第に最影響評価において、有電力ス影響を確該 することを開わすらが機等等は、必要に応じて保守管理及心理 用管理を適切に実施する。			記載の適正化
・ 設置後辺幹可申請書 (本文) 査書ガス妨護に係る影響評価において、有書ガス影響を修練することを期待する影影機等は、必要に応じて保守管理及び運用管理を適切に実施する。 <中略> <			

【資料2-3 本工事計画に係る設計の実績、工事及び検査の計画】

Pro	変更前	変 更 後	備考
1995年 19	(編 あ	1) 記録等 大一8 特徴 今性 を確保するための設計 果と適合性確認状況一覧表 単と適合性確認状況一覧表	- 13-2862-3-3
	And a large of the state of the	10 10 10 10 10 10 10 10	
※	製造、工作及び総合の 関係の名称を入っ 製造の名称を入っ では、製造123 (製造123)	が計、工作及び結合を 当社 適合作権職等を で記る作金等で するための設計 (課計2)	
1		25	

変更前	変更後	備考
目 次	目 次	
H K		
頁	頁	
1. 概要 · · · · · T3-添3-1	1. 概要 ····· T3-添3-1	5
2. 基本方針 ····· T3-添3-2	2. 基本方針 ····· T3-添3-2	
2.	2.1 有毒ガスに対する防護措置 ······ T3-添3-2	
2.1 有番がたに対する的設備量 2.2 適用基準及び適用規格等 T3-添3-2	2.2 適用基準及び適用規格等 ····· T3-添3-2	
3. 中央制御室の機能に係る詳細設計 ····· T3-添3-3	3. 中央制御室の機能に係る詳細設計 · · · · · · · · · · · · · · · · · T3-添3-3	
3. 1 有毒ガスに対する防護措置 T3-添3-3	3.1 有毒ガスに対する防護措置 ············ T3-添3-3	
3.1.1 固定源に対する防護措置 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	3.1.1 固定源に対する防護措置 ····· T3-添3-3	
3.1.2 可動源に対する防護措置 T3-添3-3	3.1.2 可動源に対する防護措置 · · · · · · · · · · · · T3-添3-4	記載の適正化
4. 中央制御室の有毒ガス濃度評価 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	4. 中央制御室の有毒ガス濃度評価 ····· T3-添3-5	
4.1 評価条件 · · · · · · · T3-添3-5	4.1 評価条件 ····· T3-添3-5	
4.1.1 評価の概要 ····· T3-添3-5	4.1.1 評価の概要 ······ T3-添3-5	
4.1.2 評価事象の選定 ····· T3-添3-5	4.1.2 評価事象の選定 ····· T3-添3-5	
4.1.3 有毒ガス到達経路の選定 · · · · · · · · · · · · · · · · · T3-添3-5	4.1.3 有毒ガス到達経路の選定 ····· T3-添3-5	
4.1.4 有毒ガス放出率の計算 ······ T3-添3-5	4.1.4 有毒ガス放出率の計算 ····· T3-添3-5	
4.1.5 大気拡散の評価 ····· T3-添3-7	4.1.5 大気拡散の評価 ····· T3-添3-7	
4.1.6 有毒ガス濃度評価 ····· T3-添3-10	4.1.6 有毒ガス濃度評価 ····· T3-添3-10	
4.1.7 有毒ガス防護判断基準値 ····· T3-添3-10	4.1.7 有毒ガス防護判断基準値 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
4.1.8 有毒ガス防護判断基準値に対する割合 ····· T3-添3-10	4.1.8 有毒ガス防護判断基準値に対する割合 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
4.1.9 有毒ガス防護判断基準値に対する割合の合算及び判断基準値との比較 T3-添3-11	4.1.9 有毒ガス防護判断基準値に対する割合の合算及び判断基準値との比較 T3-添3-11	
4.2 評価結果 ····· T3-添3-11	4.2 評価結果 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
4.2.1 有毒ガス防護判断基準値に対する割合 ····· T3-添3-11	4.2.1 有毒ガス防護判断基準値に対する割合 T3-添3-11	
4.2.2 有毒ガス防護判断基準値に対する割合の合算····· T3-添3-11	4.2.2 有毒ガス防護判断基準値に対する割合の合算 T3-添3-11	
4.3 有毒ガス濃度評価のまとめ · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	4.3 有毒ガス濃度評価のまとめ ····· T3-添3-11	
別添 固定源及び可動源の特定について	別添 固定源及び可動源の特定について	
- T3-添3-i -	- T3-翫3-i -	

備 変更前 変 更 後 考 3. 中央制御室の機能に係る詳細設計 3. 中央制御室の機能に係る詳細設計 3.1 有毒ガスに対する防護措置 3.1 有毒ガスに対する防護措置 1次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生した場合に 1 次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生した場合に 発電用原子炉の運転の停止その他の発電用原子炉施設の安全性を確保するための措置を 発電用原子炉の運転の停止その他の発電用原子炉施設の安全性を確保するための措置を とるため、次のような対策により中央制御室内の運転員に対し、有毒ガスによる影響に とるため、次のような対策により中央制御室内の運転員に対し、有毒ガスによる影響に より、対処能力が著しく低下することがないように考慮し、運転員が中央制御室内にと より、対処能力が著しく低下することがないように考慮し、運転員が中央制御室内にと どまり、事故対策に必要な各種の操作、措置を行うことができる設計とする。 どまり、事故対策に必要な各種の操作、措置を行うことができる設計とする。 中央制御室は、固定源に対しては、貯蔵容器すべてが損傷し、有毒化学物質の全量流 中央制御室は、固定源に対しては、貯蔵容器すべてが損傷し、有毒化学物質の全量流 出によって発生した有毒ガスが大気中に放出される事象を想定し、運転員の吸気中の有 出によって発生した有毒ガスが大気中に放出される事象を想定し、運転員の吸気中の有 毒ガス濃度の評価結果が、有毒ガス防護判断基準値を下回る設計とする。 毒ガス濃度の評価結果が、有毒ガス防護判断基準値を下回る設計とする。 可動源に対しては、通信連絡設備による連絡、中央制御室空調装置の隔離、防護具の 可動源に対しては、通信連絡設備による連絡、中央制御室空調装置の隔離、防護具の 着用等により運転員を防護できる設計とする。 着用等により運転員を防護できる設計とする。 なお、有毒化学物質は、有毒ガス評価ガイドを参照して、有毒ガス防護に係る影響評 なお、有毒化学物質は、有毒ガス評価ガイドを参照して、有毒ガス防護に係る影響評 価を実施し、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の揮発 価を実施し、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の揮発 性等の性状、貯蔵量、建屋内保管、換気等の貯蔵状況等を踏まえ、敷地内及び中央制御 性等の性状、貯蔵量、建屋内保管、換気等の貯蔵状況等を踏まえ、敷地内及び中央制御 室等から半径10km以内にある敷地外の固定源並びに可動源を特定し、特定した有毒化学 室等から半径10km以内にある敷地外の固定源並びに可動源を特定し、特定した有毒化学 物質に対して有毒ガス防護判断基準値を設定する。固定源及び可動源の特定方法及び特 物質に対して有毒ガス防護判断基準値を設定する。固定源及び可動源の特定方法及び特 定結果については、別添「固定源及び可動源の特定について」に示す。 定結果については、別添「固定源及び可動源の特定について」に示す。 3.1.1 固定源に対する防護措置 3.1.1 固定源に対する防護措置 固定源に対しては、貯蔵容器すべてが損傷し、有毒化学物質の全量流出によって 固定源に対しては、貯蔵容器すべてが損傷し、有毒化学物質の全量流出によって 発生した有毒ガスが大気中に放出される事象を想定し、運転員の吸気中の有毒ガス 発生した有毒ガスが大気中に放出される事象を想定し、運転員の吸気中の有毒ガス 濃度の評価結果が、有毒ガス防護判断基準値を下回る。 世計とする。固定源の有毒ガ 濃度の評価結果が、有毒ガス防護判断基準値を下回ることで、技術基準規則別記一 9で規定される固定源からの「有毒ガスの発生」はなく、同規則に基づく有毒ガス ス影響を軽減することを期待する防液堤等<u>は、</u>現場の設置状況を踏まえ、評価条件 記載の適正化 の発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に自動 運転員の吸気中の有毒ガス濃度が、有毒ガス防護判断基準値を下回ることの評価 的に警報するための装置の設置を不要とする設計とする。 固定源の有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤等について、毒物及び劇 については、「4. 中央制御室の有毒ガス濃度評価」に示す。 物取締法の要求に基づき設置する堰及び漏えいした有毒化学物質の蒸発を低減する 記載の適正化 3.1.2 可動源に対する防護措置 覆いは、それぞれ設計上の配慮により構造上更地となるような壊れ方はしないこと 可動源に対しては、■通信連絡設備による連絡、中央制御室空調装置の隔離、防護 から、現場の設置状況を踏まえ、評価条件を設定する。 具の着用等により運転員を防護できる設計とする。 運転員の吸気中の有毒ガス濃度が、有毒ガス防護判断基準値を下回ることの評価 については、「4. 中央制御室の有毒ガス濃度評価」に示す。 記載の適正化

(次頁への記載内容繰り下がり)

変更前	変更後	備 考
		記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)
(1) 通信連絡 可動源から有毒ガスが発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所との通信連絡設備(発電所内)による連絡体制を整備する。 具体的な通信連絡設備については、平成27年8月4日付け原規規発第1508041号にて認可された工事計画の添付資料10「通信連絡設備に関する説明書」に従う。	3.1.2 可動源に対する防護措置 可動源に対しては、立会人の随行、通信連絡設備による連絡、中央制御室空調装 置の隔離、防護具の着用等により運転員を防護することで、技術基準規則別記-9 に基づく有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検 出した場合に自動的に警報するための装置の設置を不要とする設計とする。 また、可動源から有毒ガスが発生した場合においては、漏えいに対する希釈等の 終息活動により有毒ガスの発生を低減するための活動を実施する。	記載の適正化
(2) 換気設備 可動源から発生した有毒ガスに対して、中央制御室空調装置の外気取入れを 手動で遮断し、閉回路循環方式に切り換えることにより、外部雰囲気から隔離 できる設計とする。	(1) 立会人の随行 発電所敷地内に可動源が入構する場合には、立会人を随行させることで、可 動源から有毒ガスが発生した場合に認知可能な体制を整備する。	記載の適正化
具体的な、換気設備の機能については、令和元年5月20日付け原規規発第 1905201号にて認可された工事計画の添付資料5「中央制御室の居住性に関する 説明書」に従う。	(2) 通信連絡 可動源から有毒ガスが発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所との通信連絡設備(発電所内)による連絡体制を整備する。	記載の適正化
(3) 防護具の着用 可動源から発生した有毒ガスから運転員を防護するため、防毒マスク及び酸素呼吸器 (12個、3・4号機共用)を配備する。防毒マスク及び酸素呼吸器の配備場所を第1図に示す。可動源から有毒ガスが発生した場合には、当直課長の	具体的な通信連絡設備については、平成27年8月4日付け原規規発第 1508041号にで認可された工事計画の添付資料10「通信連絡設備に関する説明 書」に従う。	
指示により、運転員は防毒マスク又は酸素呼吸器を着用する。	(3) 換気設備 可動源から発生した有毒ガスに対して、中央制御室空調装置の外気取入れを手動で遮断し、閉回路循環方式に切り換えることにより、外部雰囲気から隔離できる設計とする。 具体的な、換気設備の機能については、令和元年5月20日付け原規規発第1905201号にて認可された工事計画の添付資料5「中央制御室の居住性に関する説明書」に従う。	記載の適正化
	(4) 防護具の着用 可動源から発生した有毒ガスから運転員を防護するため、防毒マスク及び酸素呼吸器 (12個、3・4号機共用)を配備する。防毒マスク及び酸素呼吸器の配備場所を第1図に示す。可動源から有毒ガスが発生した場合には、当直課長の指示により、運転員は防毒マスク又は酸素呼吸器を着用する。	記載の適正化
- T3-添3-4 -	- T3-添3-4 -	

変更前	変更後	備考
4. 中央制御室の有毒ガス濃度評価	4. 中央制御室の有毒ガス濃度評価	
4.1 評価条件	4.1 評価条件	
中央制御室の有毒ガス濃度評価に当たって、評価手順及び評価条件を本項において示	中央制御室の有毒ガス濃度評価に当たって、評価手順及び評価条件を本項において示	12
す。	す。	
4.1.1 評価の概要	4.1.1 評価の概要	
固定源から放出される有毒ガスにより、中央制御室にとどまる運転員の吸気中の	固定源から放出される有毒ガスにより、中央制御室にとどまる運転員の吸気中の	
有毒ガス濃度が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることを評価する。	有毒ガス濃度が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることを評価する。	
評価に当たっては、受動的に機能を発揮する設備として、固定源の有毒ガス影響	評価に当たっては、受動的に機能を発揮する設備として、固定源の有毒ガス影響	and the state of the
を軽減することを期待する防液堤を評価上考慮する。	を軽減することを期待する堰及び覆い(以下「防液堤等」という。) を評価上考慮	記載の適正化
具体的な手順は以下のとおり。	する。	
(1) 評価事象は、評価対象となる固定源から有毒化学物質が漏えいし、有毒ガスが	具体的な手順は以下のとおり。	
発生することを想定する。なお、固定源について、中央制御室にとどまる運転	(1) 評価事象は、評価対象となる固定源から有毒化学物質が漏えいし、有毒ガスが	, and a second of the second o
員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が厳しくなるよう選定する。	発生することを想定する。なお、固定源について、中央制御室にとどまる運転	
(2) 評価事象に対して、固定源から発生した有毒ガスが、中央制御室空調装置の外	員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が厳しくなるよう選定する。	
気取入口に到達する経路を選定する。	(2) 評価事象に対して、固定源から発生した有毒ガスが、中央制御室空調装置の外	
(3) 発電所敷地内の気象データを用いて、有毒ガスの放出源から大気中への蒸発率	気取入口に到達する経路を選定する。	
及び大気拡散を計算し、中央制御室空調装置の外気取入口における有毒ガス濃	(3) 発電所敷地内の気象データを用いて、有毒ガスの放出源から大気中への蒸発率	
度を計算する。	及び大気拡散を計算し、中央制御室空調装置の外気取入口における有毒ガス濃	
	度を計算する。	
4.1.2 評価事象の選定		
評価対象とする貯蔵容器から防液境と有毒化学物質の全量が漏えいし、有毒ガス	4.1.2 評価事象の選定	記載の適正化
が発生することを想定する。	評価対象とする貯蔵容器から防液堤等に有毒化学物質の全量が漏えいし、有毒ガ	
	スが発生することを想定する。	
4.1.3 有毒ガス到達経路の選定		
固定源から発生した有毒ガスについては、中央制御室空調装置の外気取入口に到	4.1.3 有毒ガス到達経路の選定	2
達する経路を選定する。	固定源から発生した有毒ガスについては、中央制御室空調装置の外気取入口に到	¥
有毒ガス到達経路 <u>のイメージ</u> を第2図に示す。	達する経路を選定する。	記載の適正化
	有毒ガス到達経路上第2図に示す。	
4.1.4 有毒ガス放出率の計算		
敷地内の貯蔵容器全てが損傷し、貯蔵されている有毒化学物質が全量防液場に流	4.1.4 有毒ガス放出率の計算	- A
出することによって発生した有毒ガスが大気中に放出されることを想定し、大気中	評価対象とする貯蔵容器全てが損傷し、貯蔵されている有毒化学物質が全量防液	記載の適正化
への有毒ガスの放出量を評価する。この際、運転員の吸気中の有毒ガス濃度への影	堤等に流出することによって発生した有毒ガスが大気中に放出されることを想定し、	
響を考慮して、敷地内の固定源に貯蔵された有毒化学物質の物性、保管状態、放出	大気中への有毒ガスの放出量を評価する。この際、運転員の吸気中の有毒ガス濃度	*
形態及び気象データ等の評価条件を適切に設定する。	への影響を考慮して、敷地内の固定源に貯蔵された有毒化学物質の物性、保管状態、	
		コ北の注てル
		記載の適正化
- T3-添3-5 -	- T3-添3-5 -	(次頁への記載内容繰り下がり)
- G-68/8-C1	TO MICO	

変更前	変更後	備考
		記載の適正化
		and the second s
具体的には、気体の有毒化学物質については、容器に貯蔵されている有毒化学物	放出形態及び気象データ等の評価条件を適切に設定する。	(前頁記載内容繰り下がり)
質が1時間かけて全量放出されるものとして評価する。また、液体の有毒化学物質の	具体的には、気体の有毒化学物質については、容器に貯蔵されている有毒化学物	и
単位時間当たりの大気中への放出量の評価は、文献「Modeling Hydrochloric Acid	質が1時間かけて全量放出されるものとして評価する。また、液体の有毒化学物質の	
Evaporation in ALOHA」に従って、「(2) 有毒ガス放出率評価式」により計算する。	単位時間当たりの大気中への放出量の評価は、文献「Modeling Hydrochloric Acid	
固定源の評価条件を第1表、有毒化学物質に係る評価条件を第2表及び第3図にそれ	Evaporation in ALOHA」に従って、「(2) 有毒ガス放出率評価式」により計算する。	
ぞれ示す。	固定源の評価条件を第1表、有毒化学物質に係る評価条件を第2表及び第3図にそれ	
C404.76	ぞれ示す。	"
(1) 事象発生直前の状態		*
事象発生直前まで貯蔵容器に有毒化学物質が貯蔵されていたものとする。	(1) 事象発生直前の状態	
	事象発生直前まで貯蔵容器に有毒化学物質が貯蔵されていたものとする。	
(2) 有毒ガス放出率評価式		
a. 蒸発率 E	(2) 有毒ガス放出率評価式	
	a. 蒸発率 E	
$E = A \times K_M \times \left(\frac{M_{W_m} \times P_v}{R \times T}\right)$	$M_{W_m} \times P_v$	
b. 化学物質の物質移動係数 Ku	$E = A \times K_M \times \left(\frac{M_{W_m} \times P_v}{R \times T}\right)$	
$K_{M} = 0.0048 \times U^{\frac{7}{9}} \times Z^{-\frac{1}{9}} \times S_{c}^{-\frac{2}{3}}$	b. 化学物質の物質移動係数 K _W	
$S_C = \frac{v}{D_M}$	$K_{M} = 0.0048 \times U^{\frac{7}{9}} \times Z^{-\frac{1}{9}} \times S_{c}^{-\frac{2}{3}}$ $S_{C} = \frac{\nu}{\rho_{M}}$	
	$S_C = \frac{v}{D_M}$	
$D_{M} = D_{H_2O} \times \sqrt{\frac{M_{WH_2O}}{M_{Wm}}}$	$D_M = D_{H_2O} \times \sqrt{\frac{M_{WH_2O}}{M_{W_m}}}$	
$D_{H_2O} = D_0 \times \left(\frac{T}{273.15}\right)^{1.75}$	$D_M = D_{H_2O} \wedge \sqrt{M_{W_m}}$	
$D_{H_2O} = D_0 \times \left(\frac{1}{273.15}\right)$	$D_{H_2O} = D_0 \times \left(\frac{T}{273.15}\right)^{1.75}$	7
c . 補正蒸発率 E_c	$D_{\rm H_2O} - D_0 \times \left(\frac{1}{273.15}\right)$	*
$E_C = -\left(rac{P_a}{P_u} ight) ln\left(1-rac{P_v}{P_o} ight) imes ext{E}$	c. 補正蒸発率 <i>E</i> 。	
$P_{C} = \left(P_{p}\right)^{m} \left(P_{a}\right)^{m}$	$E_{\mathcal{C}} = -\left(rac{P_a}{P_B} ight) ln\left(1-rac{P_v}{P_B} ight) imes ext{E}$	
	$P_v/ P_a/$	
ここで、	ここで、	
E:蒸発率(kg/s)	E:蒸発率(kg/s)	
E _c :補正蒸発率(kg/s)	E _c :補正蒸発率(kg/s)	司
A:防液均面積(m²)	A: 防液堤等開口部面積(m²)	記載の適正化
K _M : 化学物質の物質移動係数(m/s)	K _M : 化学物質の物質移動係数(m/s)	
M _{Wa} : 化学物質の分子量(kg/kmol)	M _{Mm} : 化学物質の分子量(kg/kmol)	
Pa: 大気圧(Pa)	Pa: 大気圧(Pa)	
P _v : 化学物質の分圧(Pa)	P _v : 化学物質の分圧 (Pa)	
		,
- T3-添3-6 -	- T3-添3-6 -	* y

変更前	変 更 後	備考
*		
R:ガス定数(J/kmol・K)	R:ガス定数(J/kmol・K)	
T:温度(K)	T:温度(K)	
U: 風速(m/s)	U:風速(m/s)	
Z:防液均 [肩口部面積の等価直径(m)(=√(4A/π))	Z:防液堤等開口部面積の等価直径(m)(=√(4A/π))	記載の適正化
Sc: 化学物質のシュミット数	Sc: 化学物質のシュミット数	
v:動粘性係数(m²/s)	v:動粘性係数(m²/s)	
D _M : 化学物質の分子拡散係数 (m²/s)	D _M : 化学物質の分子拡散係数(m²/s)	
D _{H20} :温度T(K)、圧力Pv(Pa)における水の分子拡散係数(m²/s)	D _{H20} : 温度T(K)、圧力Pv(Pa)における水の分子拡散係数(m²/s)	
M _{WH20} :水の分子量(kg/kmol)	MwH20:水の分子量(kg/kmol)	
D ₀ : 水の拡散係数 (=2.2×10 ⁻⁶ m ² /s)	D ₀ :水の拡散係数 (=2.2×10 ⁻⁵ m²/s)	
(3) 評価の対象とする固定源	(3) 評価の対象とする固定源	
(3) 評価の対象とする自定原 有毒ガス評価ガイドに従って選定した敷地内外における固定源を対象とする。	有毒ガス評価ガイドに従って選定した敷地内外における固定源を対象とする。	
有毒ガス評価ガイトに使って選定した敷地内外における固定源を対象とする。 評価の対象とする敷地内外の固定源を第4図及び第5図に示す。	評価の対象とする敷地内外の固定源を第4図及び第5図に示す。	
許価の対象とする圏地内外の固定係を発生因及の名詞にかす。		
4.1.5 大気拡散の評価	4.1.5 大気拡散の評価	
発電所敷地内の気象データを用いて、大気拡散を計算して相対濃度を計算する。	発電所敷地内の気象データを用いて、大気拡散を計算して相対濃度を計算する。	
固定源の大気拡散計算の評価条件を第3表に示す。	固定源の大気拡散計算の評価条件を第3表に示す。	
(1) 大気拡散評価モデル	(1) 大気拡散評価モデル	
固定源から放出された有毒ガスが、大気を拡散して評価点に到達するまでの	固定源から放出された有毒ガスが、大気を拡散して評価点に到達するまでの	
計算は、ガウスプルームモデルを適用する。	計算は、ガウスプルームモデルを適用する。	
相対濃度は、毎時刻の気象項目と実効的な放出継続時間をもとに、評価点ご	相対濃度は、毎時刻の気象項目と実効的な放出継続時間をもとに、評価点ご	
とに次式のとおり計算する。	とに次式のとおり計算する。	
$\chi/Q = \frac{1}{T} \sum_{i=1}^{T} (\chi/Q)_i \cdot _d \delta_i$	$\chi/Q = \frac{1}{T} \sum_{i=1}^{T} (\chi/Q)_i \cdot d\delta_i$	
(建屋影響を考慮しない場合)	(建屋影響を考慮しない場合)	
	$(\chi/Q)_i = \frac{1}{\pi \cdot \sigma_{vi} \cdot \sigma_{zi} \cdot U_i} \cdot exp\left(-\frac{H^2}{2\sigma_{zi}^2}\right)$	
$(\chi/Q)_i = \frac{1}{\pi \cdot \sigma_{yi} \cdot \sigma_{zi} \cdot U_i} \cdot exp\left(-\frac{H^2}{2\sigma_{zi}^2}\right)$	$(\chi/Q)_i = \frac{1}{\pi \cdot \sigma_{yi} \cdot \sigma_{zi} \cdot U_i} \cdot exp\left(-\frac{1}{2\sigma_{zi}^2}\right)$	
	(本口曰(郷人之命十7日八)	
(建屋影響を考慮する場合)	(建屋影響を考慮する場合)	
$(\chi/Q)_i = \frac{1}{\pi \cdot \sum_{y_i} \cdot \sum_{z_i} \cdot U_i} \cdot exp\left(-\frac{H^2}{2\sum_{z_i}^2}\right)$	$(\chi/Q)_i = \frac{1}{\pi \cdot \sum_{yi} \cdot \sum_{zi} \cdot U_i} \cdot exp\left(-\frac{H^2}{2\sum_{zi}^2}\right)$	
$\pi \cdot \sum_{yi} \cdot \sum_{zi} \cdot U_i \qquad (2 \sum_{zi})$	$L_{\text{SI}} = L_{\text{SI}} = L_{\text$	
- T3-萮3-7 -	- T3-添3-7 -	
- 19_4029_1 -		
		T. Control of the con

【資料3 中央制御室の機能に関する説明書】

変更前	変更後	備考
4.1.6 有毒ガス濃度評価	4.1.6 有毒ガス濃度評価	
有毒ガス濃度評価においては、中央制御室空調装置の外気取入口における濃度を	有毒ガス濃度評価においては、中央制御室空調装置の外気取入口における濃度を	
用いる。中央制御室空調装置の外気取入口に到達する有毒ガスの濃度は、「4.1.4	用いる。中央制御室空調装置の外気取入口に到達する有毒ガスの濃度は、「4.1.4	
有毒ガス放出率の計算」及び「4.1.5 大気拡散の評価」の結果を用いて、次式を用	有毒ガス放出率の計算」及び「4.1.5 大気拡散の評価」の結果を用いて、次式を用	
いて算出する。	いて算出する。	
c τ	C T	
$C_{ppm} = \frac{C}{M} \times 22.4 \times \frac{T}{273.15} \times 10^6$	$C_{ppm} = \frac{C}{M} \times 22.4 \times \frac{T}{273.15} \times 10^6$	
$C = E \times \frac{\chi}{o}$ (液体状有毒化学物質の評価)	$C = E \times \frac{\chi}{o}$ (液体状有毒化学物質の評価)	,
$C = q_{GW} \times \frac{X}{Q}$ (ガス状有毒化学物質の評価)	$C=q_{GW} imes rac{\lambda}{c}$ (ガス状有毒化学物質の評価)	
C _{ppm} :外気濃度(ppm)	C _{ppm} :外気濃度(ppm)	
C:外気濃度(kg/m³)=(g/L)	C: 外気濃度(kg/m³)=(g/L)	
M:化学物質の分子量(g/mol)	M: 化学物質の分子量(g/mol)	
T:温度(K)	T:温度(K)	
E:蒸発率(kg/s)	E:蒸発率(kg/s)	
q _{GW} :質量放出率(kg/s)	q _{GW} : 質量放出率(kg/s)	
x/2: 相対濃度(s/m³)		
4.1.7 有毒ガス防護判断基準値	4.1.7 有毒ガス防護判断基準値	
有毒ガス防護判断基準値については、有毒ガス評価ガイドの考え方に従い、NIOSH	有毒ガス防護判断基準値については、有毒ガス評価ガイドの考え方に従い、NIOSH	
(米国国立労働安全衛生研究所) で定められているIDLH値 (急性の毒性限度) 及び	(米国国立労働安全衛生研究所) で定められているIDLH値(急性の毒性限度)及び	
日本産業衛生学会が定める最大許容濃度等を用いて、有毒化学物質ごとに設定する。	日本産業衛生学会が定める最大許容濃度等を用いて、有毒化学物質ごとに設定する。	
固定源の有毒ガス防護判断基準値を第4表に示す。	固定源の有毒ガス防護判断基準値を第4表に示す。	
4.1.8 有毒ガス防護判断基準値に対する割合	4.1.8 有毒ガス防護判断基準値に対する割合	
固定源について、「4.1.6 有毒ガス濃度評価」の計算結果を「4.1.7 有毒ガス	固定源について、「4.1.6 有毒ガス濃度評価」の計算結果を「4.1.7 有毒ガス	
防護判断基準値」で除して求めた値について、毎時刻の濃度を年間について小さい	防護判断基準値」で除して求めた値について、毎時刻の濃度を年間について小さい	
方から順に並べた累積出現頻度97% (注) に当たる値を用いる。	方から順に並べた累積出現頻度97% (注) に当たる値を用いる。	
同じ防液場でいて複数の固定源がある場合は、複数の固定源が同時に損傷すると中	同じ防液堤等内に複数の固定源がある場合は、複数の固定源が同時に損傷すると	記載の適正化
ー 和や希釈により防液切りの有毒化学物質の濃度が低下し、有毒ガス放出率が小さく	ー 中和や希釈により防液堤等内の有毒化学物質の濃度が低下し、有毒ガス放出率が小	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
ー なることから、単独で損傷した場合の有毒ガス防護判断基準値に対する割合を固定	 さくなることから、単独で損傷した場合の有毒ガス防護判断基準値に対する割合を	2
源ごとに評価した上で、最大となる値を用いる。	固定源ごとに評価した上で、最大となる値を用いる。	
		4

- T3-添3-10 -

- T3-添3-10 -

	做·主 田宁海尔顿(耳及)(H / 1	(0)			第1表 固定源の評価条件(1/	/8)	
	第1表 固定源の評価条件(1/	備考	項目	評 価 条 件	選定理由	備考	
項 目 評 価 条 固定源の種類 (3号機 (設備名) 塩酸貯槽)	有毒ガスを発生するおそれ のある有毒化学物質である	有毒ガス評価ガイド 3.1.(3) 調査対象としている固定源及 び可動源に対して、次の項目 を確認する。	固定源の種類 (設備名)	敷地内固定源 (3号機 塩酸貯槽)	有毒ガスを発生するおそれ のある有毒化学物質である	調査対象としている固定源及 び可動源に対して、次の項目 を確認する。	
有毒化学 物質の種類 (34%) (濃度)	有毒化学物質濃度の運用値 に余裕を見込んだ値として 設定	一有毒化学物質の貯蔵方法 一原子炉制御室等及び重要操作地点と有毒ガスの発生源との位置関係、高さ、方位を含む。) 一防液堤の有無(防液堤がある場合は、防液堤までの最	有毒化学 物質の種類 (濃度)	塩酸 (34%)	有毒化学物質濃度の運用値 に余裕を見込んだ値として 設定	一原子炉制御室等及び重要操作地点と有毒ガスの発生源との位置関係(距離、高さ、方位を含む。) 一防液堤の有無(防液堤がある場合は、防液堤をでの最短距離、防液堤の内面積及	
有毒化学物質 漏えい時の 38m ^{2※1} 開口部面積	有毒化学物質の貯蔵施設が設置された防液堤に設置した有毒ガス発生の抑制が見込める設備の開口部面積に余裕を見込んだ値として設定	短距離、防液堤の内面積及 び廃液処理槽の有無) (解 説-5) 一電源、人的操作等を必要と せずに、有毒ガス発生の抑 制等の効果が見込めるの (例えば、防液堤内のフロ ート等) (解説-5)	有毒化学物質 漏えい時の 開口部面積	38m² ^{2; 1}	固定源に設置された防液堤等の開口部面積に余裕を見 込んだ値として設定	短距離、防視堤の内面積及 び廃充り 説-5) 一電源、人的操作等を必要と せずに、有毒ガス発生の抑 制等の効果が見込める設備 (例えば、防液堤内のフロ ート等) (解説-5)	記載の適正化
	第1表 固定源の評価条件(2)	/8)			第1表 固定源の評価条件(2,	/8)	
項 目 評 価 条		備考	項目	評 価 条 件	選定理由	備考	
固定源の種類 (設備名) 敷地内固定 (4号機 塩酸貯槽)	有毒ガスを発生するおそれ のある有毒化学物質である 駆撃を貯蔵する施設であ	有毒ガス評価ガイド 3.1.(3) 調査対象としている固定源及 び可動源に対して、次の項目 を確認する。 一有毒化学物質の名称 一有毒化学物質の貯蔵量	固定源の種類(設備名)	敷地内固定源 (4号機 塩酸貯槽)	塩酸を貯蔵する施設であ	有毒ガス評価ガイド 3.1.(3) 調査対象としている固定源及び可動源に対して、次の項目を確認する。 - 有毒化学物質の貯蔵量 - 有毒化学物質の貯蔵方法	
有毒化学 塩酸 物質の種類 (34%) (濃度)	有毒化学物質濃度の運用値 に余裕を見込んだ値として 設定	一有毒化学物質の貯蔵方法 一原子炉制御室等及び重要操作地点と有毒ガスの発生源 との位置関係(距離、高さ、方位を含む。) 一防液堤の有無(防液堤がある場合は、防液堤までの最	有毒化学 物質の種類 (濃度)	塩酸 (34%)	有毒化学物質濃度の運用値 に余裕を見込んだ値として 設定	一原子炉制御室等及び重要操作地点と有毒ガスの発生源 作地点と有毒ガスの発生源との位置関係(距離、高さ、方位を含む。) 一防液堤の有無(防液堤がある場合は、防液堤までの最短距離、防液堤の内面積及	
有毒化学物質 漏えい時の 38m ^{2※1} 開口部面積	有毒化学物質の貯蔵施設が 設置された防液場 <u>に設置し</u> た有毒ガス発生の抑制が見 込める設備の開口部面積に 余裕を見込んだ値として設 定	短距離、防液堤の内面積及 び廃液処理槽の有無) (解 説-5) 一電源、人的操作等を必要と せずに、有毒ガス発生の抑 制等の効果が見込める設備 (例えば、防液堤内のフロ ート等) (解説-5)	有毒化学物質 漏えい時の 開口部面積	38m ^{2 % 1}	<u>固定源に</u> 設置された防液堤 等の開口部面積に余裕を見 込んだ値として設定	で廃液処理槽の有無) (解 説-5) 一電源、人的操作等を必要と せずに、有毒ガス発生の抑 制等の効果が見込める設備 (例えば、防液堤内のフロ ート等) (解説-5)	記載の適正化

		変更前				変更後		備考
		第1表 固定源の評価条件(3	3/8)			第1表 固定源の評価条件(3	3/8)	
項目	評 価 条 件	選定理由	備考	項目	評 価 条 件	選定理由	備考	
固定源の種類 (設備名)	敷地内固定源 (3号機 アンモニア貯槽)	有毒ガスを発生するおそれ のある有毒化学物質である アンモニアを貯蔵する施設 であり、大気中に有毒ガス を大量に放出させるおそれ があることから選定	で可動源に対して、次の項目 で可動源に対して、次の項目 を確認する。 一有毒化学物質の名称 一有毒化学物質の貯蔵量	固定源の種類 (設備名)	敷地内固定源 (3号機 アンモニア貯槽)	有毒ガスを発生するおそれのある有毒化学物質であるアンモニアを貯蔵する施設であり、大気中に有毒ガスを大量に放出させるおそれがあることから選定	を確認する。 一有毒化学物質の名称 一有毒化学物質の貯蔵量	
有毒化学 物質の種類 (濃度)	アンモニア (19%)	有毒化学物質濃度の運用値 に余裕を見込んだ値として 設定	一有毒化学物質の貯蔵方法 一原子炉制御室等及び重要操作地点と有毒ガスの発生源との位置関係(距離、高さ、方位を含む。) 一防液堤の有無(防液堤がある場合は、防液堤をでの最	有毒化学 物質の種類 (濃度)	アンモニア. (19%)	有毒化学物質濃度の運用値 に余裕を見込んだ値として 設定	一有毒化学物質の貯蔵方法 一原子炉制御室等及び重要操作地点と有毒ガスの発生源 との位置関係(距離、高さ、方位を含む。) 一防液堤の有無(防液堤がある場合は、防液堤までの最	
有毒化学物質 漏えい時の 開口部面積	38m²ж1	有毒化学物質の貯蔵施設が 設置された防液堤 <u>に設置し</u> た有毒ガス発生の抑制が見 込める設備の開口部面積に 余裕を見込んだ値として設 定	短距離、防液堤の内面積及 び廃液処理槽の有無) (解 説-5) 一電源、人的操作等を必要と せずに、有毒ガス発生の抑 制等の効果が見込める設備 (例えば、防液堤内のフロ ート等) (解説-5)	有毒化学物質 漏えい時の 開口部面積	38m² ^{2∰} 1	固定源に設置された防液堤等の開口部面積に余裕を見込んだ値として設定	短距離、防液堤の内面積及 び廃液処理槽の有無) (解 説-5) 一電源、人的操作等を必要と せずに、有毒ガス発生の抑 制等の効果が見込める設備 (例えば、防液堤内のフロ ート等) (解説-5)	記載の適正化
		第1表 固定源の評価条件(4	/8)			第1表 固定源の評価条件(4	/8)	
項目	評 価 条 件	選定理由	備考	項目	評 価 条 件	選定理由	備考	
固定源の種類 (設備名)	敷地内固定源 (4号機 アンモニア貯槽)	有毒ガスを発生するおそれ のある有毒化学物質である アンモニアを貯蔵する施設 であり、大気中に有毒ガス を大量に放出させるおそれ があることから選定	有毒ガス評価ガイド 3.1.(3) 調査対象としている固定源及 び可動源に対して、次の項目 を確認する。 一有毒化学物質の名称 一有毒化学物質の貯蔵量	固定源の種類 (設備名)	敷地内固定源 (4号機 アンモニア貯槽)	有毒ガスを発生するおそれ のある有毒化学物質である アンモニアを貯蔵する施設 であり、大気中に有毒ガス を大量に放出させるおそれ があることから選定	有毒ガス評価ガイド 3.1.(3) 調査対象としている固定源及 び可動源に対して、次の項目 を確認する。 一有毒化学物質の名称 一有毒化学物質の貯蔵量	
有毒化学 物質の種類 (濃度)	アンモニア (19%)	有毒化学物質濃度の運用値 に余裕を見込んだ値として 設定	一有毒化学物質の貯蔵方法 一原子炉制御室等及び至要操 作地点と有毒ガスの発生源 との位置関係 (距離、高 さ、方堤の有無 (防液堤があ る場合は、防液堤をの 短距離、防液堤の内面積及	有毒化学 物質の種類 (濃度)	アンモニア (19%)	有毒化学物質濃度の運用値 に余裕を見込んだ値として 設定	一有毒化学物質の貯蔵方法 一原子炉制御室等及び重要操作地点と有毒ガスの発生源 との位置関係(距離、高さ、方位で含む。 一防液堤の有無(防液堤がある場合は、防液堤をの最短距離、防液堤の内面積及	
有毒化学物質 漏えい時の 開口部面積	38m²≋1	有毒化学物質の貯蔵施設が 設置された防液堤に設置し た有毒ガス発生の抑制が見 込める設備の開口部面積に 余裕を見込んだ値として設 定	で廃液処理槽の有無) (解説-5) 一電源、人的操作等を必要とせずに、有毒ガス発生の抑制等の効果が見込める設備(例えば、防液堤内のフロート等) (解説-5)	有毒化学物質 漏えい時の 開口部面積	38m² ³ 1	固定源に設置された防液堤等の開口部面積に余裕を見 込んだ値として設定	び廃液处理槽の有無) (解 説-5) 一電源、人的操作等を必要と せずに、有毒ガス発生の抑 制等の効果が見込める設備 (例えば、防液堤内のフロ ート等) (解説-5)	記載の適正化
※1:実開口部面	□積とした場合、開	口部面積は約30%減となる。		※1:実開口部	面積とした場合、開	口部面積は約30%減となる。		

		変更前				変更後	-	備考
		第1表 固定源の評価条件(5/8)			第1表 固定源の評価条件(5	/8)	
項目	評 価 条 件	選定理由	備考	項目	評 価 条		備考	
固定源の種類(設備名)	敷地内固定源 (3号機	有毒ガスを発生するおそれ のある有毒化学物質である ヒドラジンを貯蔵する施設	有毒ガス評価ガイド 3.1.(3) 調査対象としている固定源及び可動源に対して、次の項目を確認する。 - 有毒化学物質の名称 - 有毒化学物質の貯蔵量	固定源の領(設備名	敷地内固定测量類 (3号機	有毒ガスを発生するおそれ のある有毒化学物質である ヒドラジンを貯蔵する施設	有毒ガス評価ガイド 3.1.(3) 調査対象としている固定源及 び可動源に対して、次の項目	
有毒化学 物質の種類 (濃度)	ヒドラジン (40%)	有毒化学物質濃度の運用値 に余裕を見込んだ値として 設定	一有毒化学物質の貯蔵方法 一原子炉制御室等及び重要操作地点と有毒ガスの発生源 との位置関係 (距離、高さ、方位を含む。) 一防液堤の有無 (防液堤がある場合は、防液堤までの最	有毒化: 物質の種 (濃度)	類 (40%)	有毒化学物質濃度の運用値 に余裕を見込んだ値として 設定	一原子炉制御室等及び重要操作地点と有毒ガスの発生源との位置関係(距離、高さ、方位を含む。) 一防液堤の有無(防液堤がある場合は、防液堤までの最	
有毒化学物質 漏えい時の 開口部面積	38π²≋1	有毒化学物質の貯蔵施設が 設置された防液堤 <u>に設置し</u> た有毒ガス発生の抑制が見 込める設備の開口部面積に 余裕を見込んだ値として設 定	短距離、防液堤の内面積及 び廃液処理槽の有無) (解 説-5) 一電源、人的操作等を必要と せずに、有毒ガス発生の抑 制等の効果が見込める設備 (例えば、防液堤内のフロ ート等) (解説-5)	有毒化学 漏えい時 開口部面	●の 38m ^{2※1}	固定源に設置された防液堤 等の開口部面積に余裕を見 込んだ値として設定	短距離、防液堤の内面積及 び廃液処理槽の有無) (解 説-5) 一電源、人的操作等を必要と せずに、有毒ガス発生の抑 制等の効果が見込める設備 (例えば、防液堤内のフロ ート等) (解説-5)	記載の適正化
		第1表 固定源の評価条件(6	5/8)			第1表 固定源の評価条件(6	5/8)	
項目	評 価 条 件	選定理由	備考	項目	評 価 条	件 選定理由	備考	
固定源の種類 (設備名)	敷地内固定源 (4号機 ヒドラジン原液 タンク)	有毒ガスを発生するおそれのある有毒化学物質であるとドラジンを貯蔵する施設であり、大気中に有毒ガスを大量に放出させるおそれがあることから選定	3.1.(3) 調査対象としている固定源及 び可動源に対して、次の項目 を確認する。 一有毒化学物質の名称 一有毒化学物質の貯蔵量	固定源の対(設備名		レルニンシンない古子ス体記	調査対象としている固定源及 び可動源に対して、次の項目	
有毒化学 物質の種類 (濃度)	ヒドラジン (40%)	有毒化学物質濃度の運用値 に余裕を見込んだ値として 設定	一有毒化学物質の貯蔵方法一原子炉制御室等及び重要操作地点と有毒ガスの発生源との位置関係(距離、高さ、方位を含む。)一防液堤の有無(防液堤がある場合は、防液堤をの最短離、防液堤の内面積及	有毒化 物質の租 (濃度)	類 (400/)	有毒化学物質濃度の運用値 に余裕を見込んだ値として 設定	- 有毎化学物質の貯蔵が伝 - 原子炉制御室等及び重要操作地点と有毒係(距離、高さ、方位を含む。) - 防液堤の有無(防液堤がある場合は、防液堤の内面積及	
有毒化学物質 漏えい時の 開口部面積	38m²¾1	有毒化学物質の貯蔵施設が 設置された防液堤に設置し た有毒ガス発生の抑制が見 込める設備の開口部面積に 余裕を見込んだ値として設 定	び廃液処理槽の有無) (解 説-5) 一電源、人的操作等を必要と せずに、有毒ガス発生の抑 制等の効果が見込める設備 (例えば、防液堤内のフロ ート等) (解説-5)	有毒化学: 漏えい時 開口部面	手の 38m ^{2※1}	固定源に設置された防液堤等の開口部面積に余裕を見 込んだ値として設定	び廃液処理槽の有無) (解 説-5) 一電源、人的操作等を必要と せずに、有毒ガス発生の抑 制等の効果が見込める設備 (例えば、防液堤内のフロ ート等) (解説-5)	記載の適正化
用口印图件			· I	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	ロ郊西待し」を担合	開口部面積は約30%減となる。		
	 面積とした場合、開	口部面積は約30%減となる。		※1:美開	口印風傾こした物口、	M. H. H. M. (2017)		

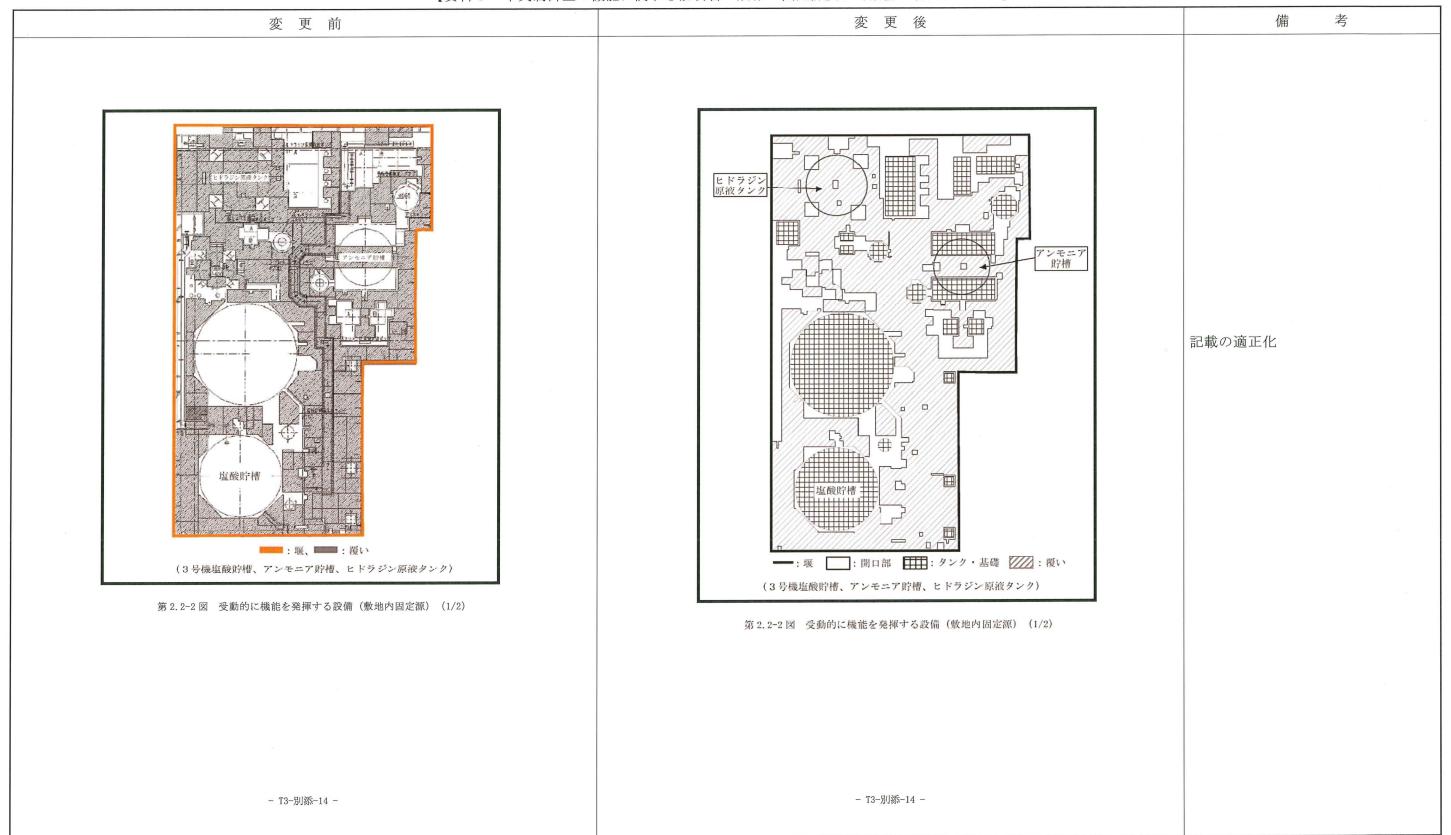
第6章 河東城によら有当外人防勢利納及降極に対する割合の合質紅巻	第日			変更前						選能に関する説明書】 変 更 後					———— 備	考	
第日	富日 方位 発生類 有書ガス 影像判析 差率収定 有書ガス 所使したの 分位 素性化の和 分位 素生度にかわれ 分位 対位 発生類 表準化と 方位 有書ガス 影像が同 差単化と 方位 有書ガス 影像が同 差単化と 方位 有書ガス 影像を用ため 差単化と 方位 有書ガス 影像を用ため 差単化と 方位 有書ガス 影像を用ため 差単化と 方位 有書ガス 影像を用ため 差を考慮 所見 一 一 <td>富日 方位 発生類 有書ガス 医療的にかわ 力位 素性的にかわ 方位 景生類 方位 発生額 方位 有書ガス 防護判断 系件的にかった。 方位 有書ガス 防護判断 系件的にかった。 方位 有書ガス 原理的にかわれ 方位 有書ガス 原理的にかわれ 方位 有書ガス 原理的にかれ 方位 有書ガス 原理的にかれ 系件的に対した場合。関連的に対しています。 NE - - - - - SE か出め間定額(4 特徴機能解析書)) 0.33 0.33 0.33 0.33 SS - - - - - SSS - - - <t< td=""><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></t<></td>	富日 方位 発生類 有書ガス 医療的にかわ 力位 素性的にかわ 方位 景生類 方位 発生額 方位 有書ガス 防護判断 系件的にかった。 方位 有書ガス 防護判断 系件的にかった。 方位 有書ガス 原理的にかわれ 方位 有書ガス 原理的にかわれ 方位 有書ガス 原理的にかれ 方位 有書ガス 原理的にかれ 系件的に対した場合。関連的に対しています。 NE - - - - - SE か出め間定額(4 特徴機能解析書)) 0.33 0.33 0.33 0.33 SS - - - - - SSS - - - <t< td=""><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></t<>															
第日	第日	富田 方位 発生原 有数才大 近後判断 差率核比 有数方位 大位 発生原 方位 第生原 支持 大位 第生原 支持 大位 有数方式 支持 大位 本考慮 大力 大力 本表 大位 本考慮 大力 本表 大位 大名 東地内固定部(3 号機攻破野神町) 、2 38 大位 力 大位 本考慮 大力 大名 東地内固定部(7 2 年上 大名 東地内固定部(7 2 年上 大石 大名 東地内固定部(7 2 年上 大名 東地内固定部(7 2 年上 大名 大名 東地内固定部(7 2 年上 大名 東地内固定部(7 2 年上 大名 東地内固定部(7 2 年上 大名 東地内固定部(7 2 年上 大名 東地内固定部(7 2 年上 大名 東地内固定部(7 2 年上 大名 東地内固定部(7 2 年上 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大		第6表 固定源による有毒ガス防護判断基	準値に対する割	合の合算	吉果			第6表 固定源による有毒ガス防護判断基	準値に対する害	合の合算	結果				
N	N	N	着目		有毒ガス防護判断	有毒力 基準 同一	ス防護判断 値比の和 隣接方位		着目		有毒ガス防護判断	有毒力 基準 同一	ス防護判断 値比の和 隣接方位	-			
NNE	NNE	NNE		,					N								
NE	NE	NE															
BNE 敷地外固定額(塩素) 0.01 0.01 0.01	BNE 敷地外固定額(塩素)	BNE 敷地外固定額(塩素)									-		_				
E ー ー ー ー ESE ー ー ー ー SSE 敷地内固定源(4 号機塩酸貯槽®1) 0.33 0.38	E	E								敷地外固定源 (塩素)	0.01	0.01	0.01				
ESE	ESE	ESE															
SE -	SE 一 一 一 SSE 敷地内固定額(4号機塩酸貯槽®1) 0.33 0.33 0.33 S 一 一 一 SSW 一 一 一 SW 一 一 一 WSW 一 一 一 W 数地内固定額(3号機塩酸貯槽®1) 0.38 0.38 0.38 WNW 一 一 一 一 NW 敷地外固定額(7ンモニア) 0.44 0.44 0.44 NNW 一 一 一 一 ※1:同じ防液塊上複数の敷地内固定額がある場合は、有毒ガス防護判断基準値が最大となる敷地内固定額の結果を記載。また、実開口部面積とした場合、開口部面積とれ場合、開口部面積は約 30% ※1:同じ防液塊等に複数の敷地内固定額がある場合は、有毒ガス防護判断基準値が最大となる敷地内固定額の結果を記載。また、実開口部面積とした場合、開口部面積は約 30%	SE 一 一 一 SSE 敷地内固定額(4号機塩酸貯槽®1) 0.33 0.33 0.33 S 一 一 一 SSW 一 一 一 SW 一 一 一 WSW 一 一 一 W 数地内固定額(3号機塩酸貯槽®1) 0.38 0.38 0.38 WNW 一 一 一 一 NW 敷地外固定額(7ンモニア) 0.44 0.44 0.44 NNW 一 一 一 一 ※1:同じ防液塊上複数の敷地内固定額がある場合は、有毒ガス防護判断基準値が最大となる敷地内固定額の結果を記載。また、実開口部面積とした場合、開口部面積とれ場合、開口部面積は約 30% ※1:同じ防液塊等に複数の敷地内固定額がある場合は、有毒ガス防護判断基準値が最大となる敷地内固定額の結果を記載。また、実開口部面積とした場合、開口部面積は約 30%									_	_	_				
SSE 敷地内固定源(4 号機塩酸貯槽※1)	SSE 敷地内固定源(4 号機塩酸貯槽※1)	SSE 敷地内固定源(4 号機塩酸貯槽※1)								_	_	_	_				
S -	S	S								敷地内固定源(4号機塩酸貯槽 ^{※1})	0.33	0.33	0.33				
SSW SW SW SW WSW WSW WSW WSW WSW WSW WSW WSW WSW WNW	SSW SSW SSW SSW	SSW SSW SSW SSW									_	_	_				
SW -	SW ー ー ー ー WSW ー ー ー ー WSW ー ー ー ー WSW ー ー ー ー WNW ー ー ー ー NW 敷地外固定源(アンモニア) 0.44 0.44 0.44 NNW 売 ー ー ー NNW ー ー ー ー ※1:同じ防液場 で後数の敷地内固定源がある場合は、有毒ガス防護判断基準値が最大となる敷地内固定源の結果を記載。また、実開口部面積とした場合、開口部面積とれる敷地内固定源の結果を記載。また、実開口部面積とした場合、開口部面積は約 記載の適正化	SW ー ー ー ー WSW ー ー ー ー WSW ー ー ー ー WSW ー ー ー ー WNW ー ー ー ー NW 敷地外固定源(アンモニア) 0.44 0.44 0.44 NNW 売 ー ー ー NNW ー ー ー ー ※1:同じ防液場 で後数の敷地内固定源がある場合は、有毒ガス防護判断基準値が最大となる敷地内固定源の結果を記載。また、実開口部面積とした場合、開口部面積とれる敷地内固定源の結果を記載。また、実開口部面積とした場合、開口部面積は約 記載の適正化		_	_	_			SSW	_	_	_	_				
WSW ー ー ー ー W 敷地内固定源(3 号機塩酸貯槽※1) 0.38 0.38 0.38 WNW ー ー ー ー NW 敷地外固定源(アンモニア) 0.44 0.44 0.44 NNW ー ー ー ー NNW ー ー ー ー NNW ー ー ー ー ※1:同じ防液堤管に複数の敷地内固定源がある場合は、有毒ガス防護判断基準値が最大とる参助地内固定源の結果を記載。また、実開口部面積とした場合、開口部面積は約30% おる敷地内固定源の結果を記載。また、実開口部面積とした場合、開口部面積は約 記載の適正化	WSW	WSW		_	_		_		SW	_	1—	_	_				
W 敷地内固定源(3 号機塩酸貯槽※1) 0.38 0.38 0.38 0.38 WNW 一	 W 敷地内固定源(3 号機塩酸貯槽※1) W 敷地内固定源(3 号機塩酸貯槽※1) NW 敷地外固定源(アンモニア) NNW 一 ー ー ※1:同じ防液堤等に複数の敷地内固定源がある場合は、有毒ガス防護判断基準値が最大となる敷地内固定源の結果を記載。また、実開口部面積とした場合、開口部面積は約 記載の適正化 	 W 敷地内固定源(3 号機塩酸貯槽※1) W 敷地内固定源(3 号機塩酸貯槽※1) NW 敷地外固定源(アンモニア) NNW 一 ー ー ※1:同じ防液堤等に複数の敷地内固定源がある場合は、有毒ガス防護判断基準値が最大となる敷地内固定源の結果を記載。また、実開口部面積とした場合、開口部面積は約 記載の適正化 		_	_	_	_		WSW	_	_	_	_				
WNW ー ー ー ー NW 敷地外固定源(アンモニア) 0.44 0.44 0.44 NNW ー ー ー ー **1:同じ防液場上複数の敷地内固定源がある場合は、有毒ガス防護判断基準値が最大となる敷地内固定源の結果を記載。また、実開口部面積とした場合、開口部面積は約30% **1:同じ防液堤等に複数の敷地内固定源がある場合は、有毒ガス防護判断基準値が最大とななる敷地内固定源の結果を記載。また、実開口部面積とした場合、開口部面積は約30% 記載の適正化	WNW ー ー ー ー NW 敷地外固定源(アンモニア) 0.44 0.44 0.44 NNW ー ー ー ー **1:同じ防液場上複数の敷地内固定源がある場合は、有毒ガス防護判断基準値が最大となる敷地内固定源の結果を記載。また、実開口部面積とした場合、開口部面積は約30% **1:同じ防液堤等に複数の敷地内固定源の結果を記載。また、実開口部面積とした場合、開口部面積は約 記載の適正化	WNW ー ー ー ー NW 敷地外固定源(アンモニア) 0.44 0.44 0.44 NNW ー ー ー ー **1:同じ防液場上複数の敷地内固定源がある場合は、有毒ガス防護判断基準値が最大となる敷地内固定源の結果を記載。また、実開口部面積とした場合、開口部面積は約30% **1:同じ防液堤等に複数の敷地内固定源の結果を記載。また、実開口部面積とした場合、開口部面積は約 記載の適正化		敷地内固定源(3号機塩酸貯槽※1)	0.38	0.38	0.38		W	敷地内固定源 (3号機塩酸貯槽※1)	0.38	0.38	0.38				
NNW ー ー ー ー ー ー ー NNW ー ー ー ー ー NNW ー ー ー ー ー NNW ー ー ー ー ー NNW 1:同じ防液堤等に複数の敷地内固定源がある場合は、有毒ガス防護判断基準値が最大となる敷地内固定源の結果を記載。また、実開口部面積とした場合、開口部面積は約 30% にも多数地内固定源の結果を記載。また、実開口部面積とした場合、開口部面積は約 30% にも多数地内固定源の結果を記載。また、実開口部面積とした場合、開口部面積は約 の適正化	NNW ー ー ー ー ー NNW ー ー ー ー NNW ー ー ー ー	NNW ー ー ー ー ー NNW ー ー ー ー NNW ー ー ー ー	WNW		_	_	_		WNW	_	_	_	_				
※1:同じ防液堤 で複数の敷地内固定源がある場合は、有毒ガス防護判断基準値が最大となる る敷地内固定源の結果を記載。また、実開口部面積とした場合、開口部面積は約30% ※1:同じ防液堤等に複数の敷地内固定源がある場合は、有毒ガス防護判断基準値が最大とななる敷地内固定源の結果を記載。また、実開口部面積とした場合、開口部面積は約30% に載めの敷地内固定源の結果を記載。また、実開口部面積とした場合、開口部面積は約30% に載めの敷地内固定源の結果を記載。また、実開口部面積とした場合、開口部面積は約30% に対しています。 に対して	※1:同じ防液堤上複数の敷地内固定源がある場合は、有毒ガス防護判断基準値が最大となる敷地内固定源の結果を記載。また、実開口部面積とした場合、開口部面積は約30%	※1:同じ防液堤上複数の敷地内固定源がある場合は、有毒ガス防護判断基準値が最大となる敷地内固定源の結果を記載。また、実開口部面積とした場合、開口部面積は約30%	NW	敷地外固定源 (アンモニア)	0. 44	0. 44	0. 44		NW	敷地外固定源 (アンモニア)	0.44	0.44	0.44				
る敷地内固定源の結果を記載。また、実開口部面積とした場合、開口部面積は約30% なる敷地内固定源の結果を記載。また、実開口部面積とした場合、開口部面積は約 10%	る敷地内固定源の結果を記載。また、実開口部面積とした場合、開口部面積は約30% なる敷地内固定源の結果を記載。また、実開口部面積とした場合、開口部面積は約 10%	る敷地内固定源の結果を記載。また、実開口部面積とした場合、開口部面積は約30% なる敷地内固定源の結果を記載。また、実開口部面積とした場合、開口部面積は約 10%	NNW		_	_	_		NNW	_	_	_	_				
			る敷	地内固定源の結果を記載。また、実開口部	部面積とした場合			•	なる	敷地内固定源の結果を記載。また、実開口	部面積とした	場合、開口		記載の適	正化		
				- T3-添3-25 -						- T3-添3-25 -							

【資料3 中央制御室の機能に関する説明書 別添 固定源及び可動源の特定について】 変更前 変 更 後 備 考 第2.2-3表 受動的に機能を発揮する設備(敷地内固定源) 第2.2-3表 受動的に機能を発揮する設備(敷地内固定源) 敷地内固定源 受動的に機能を発揮する設備 防液場 引口部面積(m²) 防液堤等開口部面積 敷地内固定源 受動的に機能を発揮する設備 3号機塩酸貯槽 (m^2) 防液堤 (堰、覆い) 3号機アンモニア貯槽 38 3 号機塩酸貯槽 (共通設備) 記載の適正化 防液堤等(堰、覆い) 3号機ヒドラジン原液タンク 3号機アンモニア貯槽 38 (共通設備) 4号機塩酸貯槽 3号機ヒドラジン原液タンク 防液堤 (堰、覆い) 4号機アンモニア貯槽 38 4号機塩酸貯槽 (共通設備) 防液堤等 (堰、覆い) 4号機ヒドラジン原液タンク 4号機アンモニア貯槽 38 (共通設備) 4号機ヒドラジン原液タンク 第2.2-4表 建屋内保管により調査対象外とする際に考慮した設備 第2.2-4表 建屋内保管により調査対象外とする際に考慮した設備 建屋内薬品タンク 機能を発揮する設備(注1) 機能を発揮する設備 (注1) 建屋内薬品タンク 3 号機塩酸計量槽 3 号機復水処理建屋 3号機塩酸計量槽 3 号機復水処理建屋 4号機復水処理建屋 4号機塩酸計量槽 4 号機塩酸計量槽 4号機復水処理建屋 1号機ヒドラジン原液タンク 1・2号機タービン建屋 1号機ヒドラジン原液タンク 1・2号機タービン建屋 2号機ヒドラジン原液タンク 1・2号機タービン建屋 2号機ヒドラジン原液タンク 1・2号機タービン建屋 1・2号機アス固化洗浄剤タンク 1 · 2 号機固体廃棄物処理建屋 (テトラクロロエチレン) 1・2号機アス固化洗浄剤タンク 1・2号機固体廃棄物処理建屋 (テトラクロロエチレン) 1・2号機アス固化洗浄剤回収タンク 1 · 2 号機固体廃棄物処理建屋 (テトラクロロエチレン) 1・2号機アス固化洗浄剤回収タンク 1 · 2 号機固体廃棄物処理建屋 (テトラクロロエチレン) 3・4号機アス固化洗浄剤タンク 3・4号機廃棄物処理建屋 (テトラクロロエチレン) 3・4号機アス固化洗浄剤タンク 3 · 4 号機廃棄物処理建屋 (テトラクロロエチレン) 3・4号機アス固化洗浄剤回収タンク 3・4号機廃棄物処理建屋 (テトラクロロエチレン) 3・4号機アス固化洗浄剤回収タンク 3・4号機廃棄物処理建屋 (注1) 建屋は常時は排気ファンにより換気されており、有毒化学物質漏えい時には建屋内拡散 (テトラクロロエチレン) 後、排気ファンにより希釈され、建屋外に放出される。 (注1) 建屋は常時は排気ファンにより換気されており、有毒化学物質漏えい時には建屋内拡散 後、排気ファンにより希釈され、建屋外に放出される。

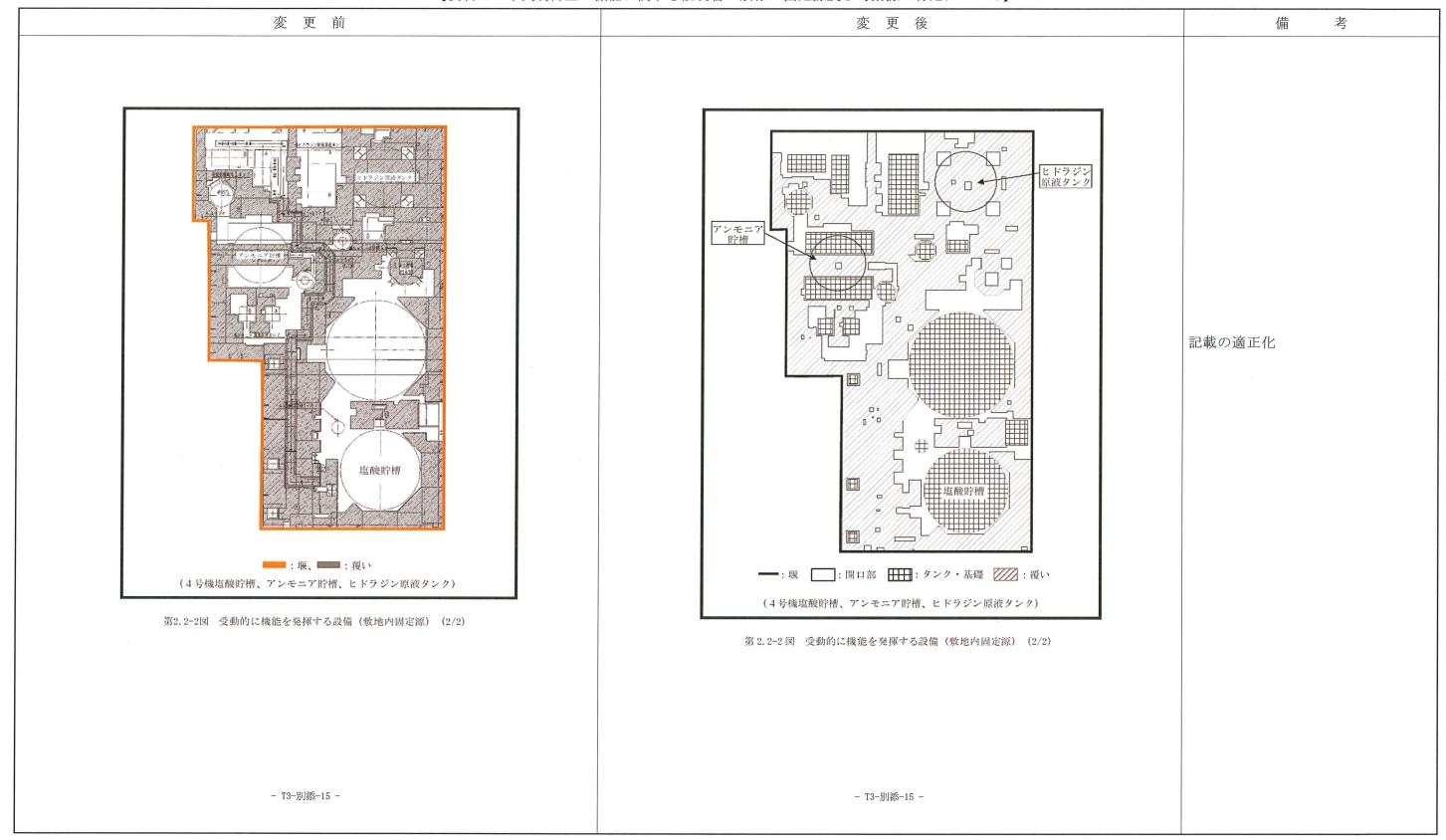
- T3-別添-5 -

- T3-別添-5 -

【資料3 中央制御室の機能に関する説明書 別添 固定源及び可動源の特定について】



【資料3 中央制御室の機能に関する説明書 別添 固定源及び可動源の特定について】



【資料5 緊急時対策所の機能に関する説明書】

	登料 5 緊急時対策所の機能に関する説明書】 	NH ++
変更前	変更後	備考
a contract of the contract of		
資料 5 緊急時対策所の機能に関する説明書		
		記事の第工ル
	_	記載の適正化
		(本資料の削除)